

暴力組織関係保護観察付き執行猶予者に関する研究

研究官	細 木 邦 子
研究官	中 野 陽 子
研究官	染 田 恵
研究官	横 地 環
研究官補	岡 田 和 也
前研究官 (東京保護観察所観察第三課課長)	
	吉 田 研一郎

目 次

第1	はじめに	65
1	本研究の目的	65
2	調査研究の方法	65
(1)	調査対象者の選定について	65
(2)	調査の実施方法について	65
(3)	分析方法について	66
3	暴力組織関係者に対する更生保護の概要	66
4	暴力組織関係保護観察対象者にかかわる問題点の現状	68
(参考)	従前の研究	70
第2	調査結果とその分析	71
1	調査対象者の属性等	71
(1)	調査対象者の属性	71
(2)	調査対象者に係る事件	73
(3)	調査対象者の処分歴等	75
(4)	調査対象者の暴力組織との関係	77
2	調査対象者に対する保護観察の実施状況	83
(1)	保護観察開始時の状況	83
(2)	保護観察実施上の問題点と改善状況	85
3	成り行き	90
(1)	保護観察終了時の状況	90
(2)	再犯の状況	94
4	成り行きと関連のある要因の分析	102
(1)	成り行きと各項目との関連	102
(2)	ロジスティック回帰分析の結果	106
第3	まとめ	110
1	調査対象者の属性等	110
2	保護観察の実施状況	110
3	成り行き	111
4	成り行きと関連のある要因の分析	111
5	おわりに	112
資料	114

第1 はじめに

1 本研究の目的

暴力団は、その団体の構成員が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体（平成4年法律第77号「暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律」第2条第2号）である。そのため、その構成員である暴力団員で、保護観察付き執行猶予となった者も、一般の執行猶予付き保護観察対象者に比べて、処遇困難な者が多い。これらの実情に鑑みて、保護観察実務では、保護観察類型別処遇要領に基づき、暴力組織関係対象者に対して、その特質に応じた処遇を行っている。

今回の研究では、これらの点を踏まえて、一般の執行猶予付き保護観察対象者と比べて、暴力組織関係の執行猶予付き保護観察対象者が有する特質を実態調査を通じて明らかにし、その結果実務におけるこの種の対象者に対する効果的な処遇の方策の在り方について検討することを基本的な目的とした。具体的には、次の事項について、調査・研究することを、目的としている。

- ① 保護観察付き執行猶予になる暴力組織関係者の特質を明らかにするため、まず、その犯罪歴、組織内での地位・活動歴、犯罪内容と暴力組織との関係、離脱の見込み等について調べ、それらを基礎に、一般の保護観察付き執行猶予者との比較を通じて、その特質を明らかにする。
- ② 暴力組織関係保護観察付き執行猶予者の保護観察の実施には、どのような困難が認められるのか、特に、担当保護司等との接触状況や実態把握の状況等について、保護観察の実施状況を把握する。
- ③ 暴力組織関係保護観察付き執行猶予者の成り行きを調査し、成り行きと関連している要因を探る。特に、成り行きが悪い対象者の特徴や、再犯の態様や再犯の時期等にみられる特徴を探る。また、成り行きが良好な対象者について、その特徴や、良好な成り行きに影響を及ぼした要因等について調べる。
- ④ 統計的手法により、成り行きと強い関連を有する項目及び関連の程度等を明らかにする。

2 調査研究の方法

(1) 調査対象者の選定について

平成11年1月1日から同年10月31日までの間に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者で、次のいずれかの要件に該当する者を対象とした。

- (ア) 「保護観察類型別処遇要領の制定について」(平成2.3.22保観第108号保護局長通達)別紙の類型の区分に従い、「暴力組織関係対象者」と認定された者
- (イ) (ア)以外で、誓約書(丙)の「遵守事項を守るための指示事項」において、暴力組織に関する記載がなされている者

今回の調査で上記(ア)のほかに(イ)を対象に加えたのは、幾つかの保護観察所で予備的な調査を行ったところ、「暴力組織関係対象者」の認定の判断には、保護観察所によって多少のばらつきがあり、例えば、準構成員として把握はされていないものの、暴力組織との関係が深い場合に、積極的に認定しているところとそうでないところがあるなどの事情が認められたことによる。(イ)を加えたことにより、準構成員に該当していなくても、暴力組織との関係が保護観察実施上の大きな問題の一つになっている者については、調査対象者に含まれることになっている(つまり、範囲がやや広がっている)。

(2) 調査の実施方法について

調査は、各保護観察所に「暴力組織関係保護観察付き執行猶予者に関する研究」調査票(文末資料参

照)を送付し、保護観察官が、事件記録等に基づいて記入する方法によった。

調査を実施した結果、回収できた調査票は302人分であるが、そのうち上記(ア)に該当するものが227人(75.2%)、(イ)に該当するものが75人(24.8%)となっている。

(3) 分析方法について

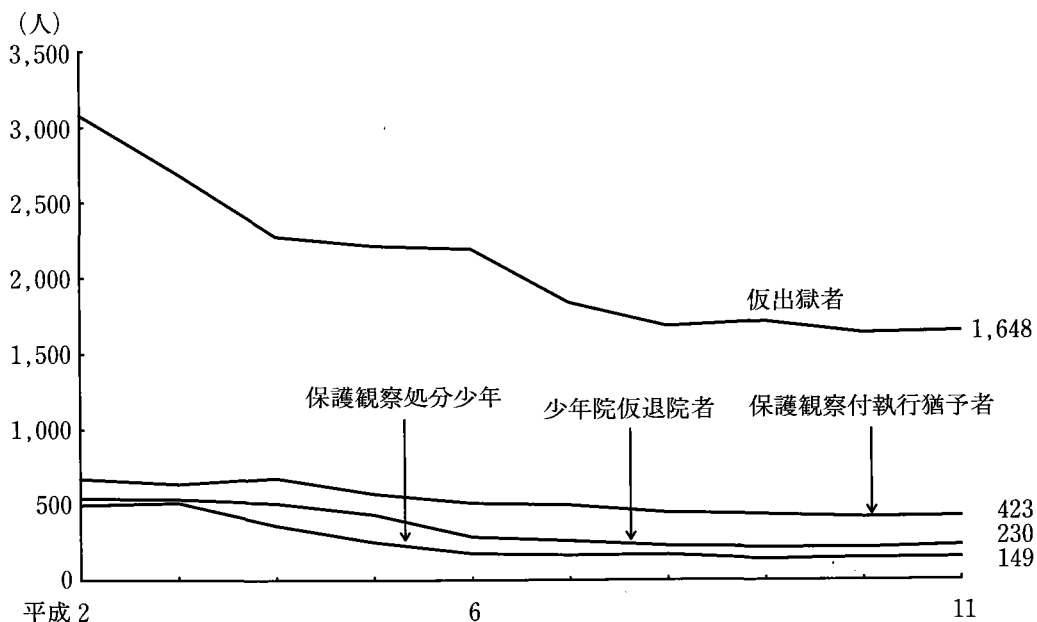
分析に当たっては、保護観察付き執行猶予者全体の傾向と比較可能なデータについては、適宜比較を行うことにより、暴力組織関係者の特質を明らかにしていくこととした。

比較に用いるデータは、法務大臣官房司法法制調査部の保護統計のうち「保護観察事件受理調査票」及び「保護観察・更生緊急保護事件終了調査票」により集積されたデータである。ただし、調査対象者の終了年月と保護観察付き執行猶予者の終了年月は一致していない。

3 暴力組織関係者に対する更生保護の概要

以下では、本文での分析の前提として、暴力組織関係保護観察対象者が、保護観察全体に占める比率や保護観察受理・終了についての全般的な傾向について概観する。1-1-1図は、最近10年間における保護観察新規受理人員中の暴力組織関係者(①現に暴力組織の幹部、組員又は準構成員である者、及び②過去に①に該当した者で、保護観察開始時においても暴力組織と完全に絶縁しているとは認められないものをいう。以下、本章において同じ。)数の推移を見たものである。

1-1-1図 暴力組織関係保護観察対象者新規受理人員の推移
(平成2年～11年)



注 1 保護統計年報による。

2 「保護観察処分少年」には、交通短期保護観察少年を含まない。

1-1-2表は、平成11年の保護観察新規受理人員に占める暴力組織関係者の比率を示したものである。また、最近10年間における保護観察新規受理人員に占める暴力組織関係者の比率の推移は、1-1-3図のとおりである。

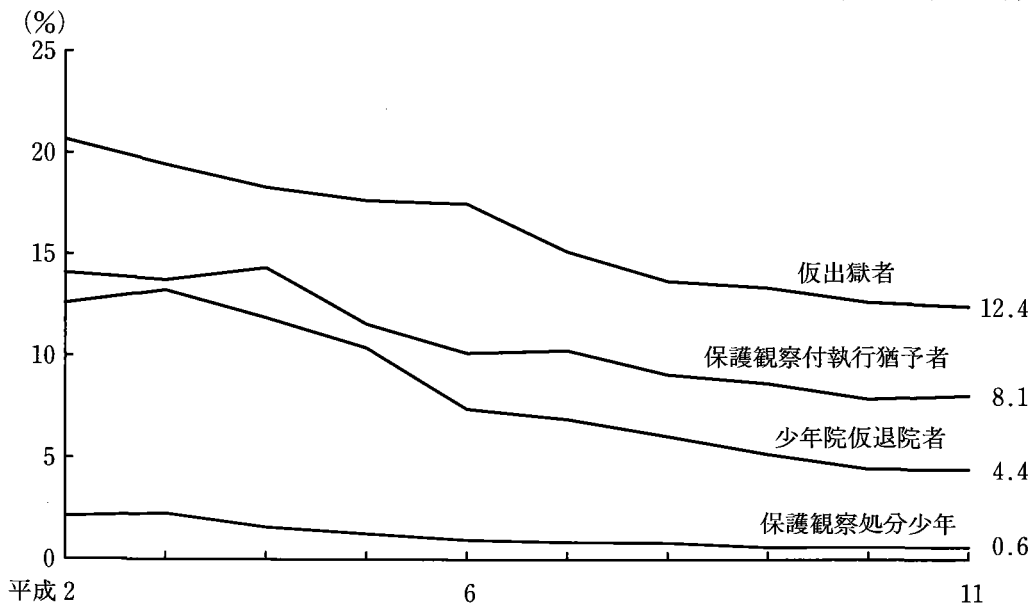
1-1-2表 保護観察新規受理人員に占める暴力組織関係者の比率
(平成11年)

対象者の種類	総数	暴力組織関係者	比率
総数	47,851	2,450	5.1
保護観察処分少年	24,172	149	0.6
少年院仮退院者	5,187	230	4.4
仮出獄者	13,256	1,648	12.4
保護観察付執行猶予者	5,236	423	8.1

注 1 保護統計年報による。

2 「保護観察処分少年」には、交通短期保護観察少年を含まない。

1-1-3図 保護観察新規受理人員に占める暴力組織関係者の比率の推移
(平成2年～11年)



注 1 保護統計年報による。

2 「保護観察処分少年」には、交通短期保護観察少年を含まない。

最近5年間の状況を見ると、保護観察処分少年については、新規受理人員が、平成7年から一貫して増加しているが、各年における暴力組織関係者の占める比率は、7年は0.9%(166人)、8年は0.8%(169人)、9年は0.6%(139人)、10年は0.6%(148人)、11年は0.6%(149人)とおおむね横ばいを示している。

また、少年院仮退院者については、新規受理人員が、平成8年を除いて、相当な増加を示しているが、各年における暴力組織関係者の占める比率を見ると、7年は6.9%(261人)、8年は6.1%(228人)、9年は5.2%(218人)、10年は4.5%(215人)、11年は4.4%(230人)と、低下傾向にある。

一方、仮出獄者については新規受理人員が、一貫して増加しているが、各年の暴力組織関係者の占める比率については、平成7年は15.1%(1,838人)、8年は13.7%(1,682人)、9年は13.3%(1,712人)、10年は12.6%(1,636人)、11年は12.4%(1,648人)と、低下傾向にある。

また、保護観察付執行猶予者について見ると、新規受理人員は、増加傾向にあるが、各年の暴力組織関係者の占める比率は、平成7年は10.3%(499人)、8年は9.1%(448人)、9年は8.7%(436人)、10

年は7.9% (418人)、11年は8.1% (423人) と、低下傾向にある。

処遇に関しては、保護観察の施策として、保護観察類型別処遇制度がある。平成2年3月に保護観察類型別処遇要領が制定され、同年5月から実施された(9年3月に一部改正、12年3月に一部改正)。これにより、類型別処遇は、保護観察対象者のもつ問題性その他の特性を、犯罪・非行の態様、環境条件等により10区分に類型化した上、各類型ごとに具体的な処遇指針を例示し、その特性に焦点を合わせた処遇を実施している。

暴力組織関係者に対しては、「暴力組織関係対象者」と認定して、保護観察類型別処遇を実施して、類型別処遇の指針を参考に保護観察官が処遇計画を策定し、通常は保護司と協働態勢で社会復帰への働き掛けを行っている。暴力組織関係対象者に対する処遇指針のうち、主要な事項は、次のとおりである。

- ① 警察等関係機関の協力を得るなどして、生活状況、特に暴力組織との具体的な関係、組織の動向等の実態把握に努める。
- ② 交遊関係の調整、転居等による環境の改善を図るなどして、本人に対し、組織からの離脱を働き掛ける。
- ③ 組織加入の動機、その背景、組織における本人の地位、家庭環境、離脱の難易等を踏まえ、警察等関係機関の協力を求めるなどして、本人の離脱について組織に働き掛ける。
- ④ 組織からの離脱のために、家族や警察等関係機関に対し、保護観察への理解、協力を求める。
- ⑤ 地道な職業への就労指導を行う。
- ⑥ 矯正施設収容中の者については、その環境調整の段階から組織離脱の調整に努める。
- ⑦ 同一組織に属する複数の保護観察対象者がある場合には、関係保護司相互間の連携を密にする。

保護観察所では、暴力組織から離脱する意思のある者については、公共職業安定所、警察及び暴力団対策法の施行後に指定された都道府県暴力追放運動推進センター(以下、本報告において「センター」という。)等と緊密に連絡を取り合い、転職指導や就職先の確保等に努めている。

他方、保護観察所においては、①警察及びセンターとの連絡窓口を定め、円滑な協力関係が保たれるよう配慮するとともに、②各都道府県の実情に応じ、暴力組織関係者の社会復帰対策に関して具体的な協力及び連絡を円滑に行うため、警察及びセンターと連絡協議会を開催する等、必要な連絡・協議の場を設けることなど、その協力関係の充実及び強化に努めている。また、センターの暴力追放相談員として、保護司が委嘱されている例が少なくない(法務省保護局の資料による)。

4 暴力組織関係保護観察対象者にかかわる問題点の現状

暴力組織関係者は、1-1-4表に見るように、実数はそれほど多くないものの、再犯等により執行猶予取消しで終了する比率が高く、他方、保護観察成績良好で推移する者は少ない。

1-1-4表 保護観察終了者の終了事由及び成績（4号全体・暴力組織）

(平成9年～11年)

	平成9年				平成10年				平成11年			
	4号全体	%	暴力組織	%	4号全体	%	暴力組織	%	4号全体	%	暴力組織	%
総数	5,093	100.0	503	100.0	4,930	100.0	458	100.0	4,845	100.0	415	100.0
期間満了	3,319	65.2	306	60.8	3,194	64.8	281	61.4	3,182	65.7	256	61.7
刑の執行猶予取消し	1,646	32.3	188	37.4	1,608	32.6	173	37.8	4,526	93.4	153	36.9
その他	128	2.5	9	1.8	128	2.6	4	0.9	137	2.8	6	1.4
(期間満了者の成績)	3,319		306		3,194		281		4,845		256	
良好	1,359	26.7	127	25.2	1,363	27.6	99	21.6	1,378	28.4	111	26.7
普通	832	16.3	97	19.3	801	16.2	102	22.3	828	17.1	79	19.0
不良	35	0.7	8	1.6	46	0.9	6	1.3	34	0.7	6	1.4
除外												
仮解除	714	14.0	43	8.5	600	12.2	37	8.1	531	11.0	24	5.8
所在不明	321	6.3	26	5.2	319	6.5	28	6.1	355	7.3	30	7.2
身柄拘束	32	0.6	5	1.0	41	0.8	4	0.9	32	0.7	4	1.0
その他	26	0.5	0	0.0	24	0.5	5	1.1	24	0.5	2	0.5

注 保護統計年報による。

また、従来から、保護観察実施上の問題点として、①実態の把握が困難であること、②接触が困難であること、③面従腹背的な態度をとりやすいこと、④保護観察を軽視しやすいこと、⑤所在不明になりやすいこと、⑥労働を忌避し、怠惰な生活が身についているなど、一般社会への適応性に欠けることなどが指摘されている（河本憲明「暴力団加入対象者の保護観察」『日本の矯正と保護』第3巻，1981年，有斐閣）。

しかしながら、これまで、特に近年は、その実態について調査したものはあまり見られない。

そこで、この種の対象者に対する効果的な保護観察を実施するためにも、暴力組織関係保護観察対象者の実態を把握し、処遇上の問題点や、成り行きに影響を及ぼす要因等の分析を行うことが必要である。

ところで、暴力組織との関係が認められる保護観察対象者は、平成11年の新規受理人員でみると、前出の1-1-2表のとおり、仮出獄者に多い。そこで、仮出獄者の特色をみると、次のとおりである。

- ① 保護観察期間が短い者が多いこと（特に暴力組織と関係が認められた者については、その傾向が強いのではないか。）。
- ② ①とも関連するが、保護観察期間中の再犯率は非常に低く¹、成り行きを左右する要因の分析は困難であること。
- ③ 地方更生保護委員会による仮釈放審理等を通じ、組織からの離脱の見込みが高い者があらかじめ選別されていること。

これらの状況にかんがみて、本研究は保護観察付き執行猶予者を研究の対象とすることとした。

1 保護観察期間中に、再度罪を犯し、かつ、新たな処分を受けた者の保護観察終了者に対する比率（再犯率）は、仮出獄者についてはおおむね1%前後で、また、保護観察付き執行猶予者についてはおおむね30%台で、それぞれ推移している。平成11年における再犯率は、仮出獄者が1.1%、保護観察付き執行猶予者が34.4%となっている（平成12年版犯罪白書，p.92）。

(参考) 従前の研究

まず、暴力組織関係保護観察対象者に関する先行研究の幾つかを簡単に振り返ってみることとする。
古いものでは、

- ① 保護局調査連絡課「暴力組織と関係をもつ暴力事犯関係対象者に関する実態調査」保護月報第62号 (昭和38年7月)
- ② 小山忠直・井上義隆「保護観察下にある暴力組織関係犯罪者の実態に関する研究」法務総合研究所研究部紀要 1966年 (昭和41年7月)

などがある。しかし、①の調査と②の研究はともに、(i)調査・研究を行った時点が1960年代と古く、また、(ii)調査・研究対象者の選定方法が本調査とは、まったく異なっていること、及び、(iii)採用した調査方法が本調査研究とは異なっていること、例えば、当該事件担当保護司のケース予想として担当ケース(対象者)の予後に関する見通しの判断について調査(①)したり、当該事件担当保護司に回顧的アンケート様式による質問調査(②)をする方法を採用していること、などの理由により、本調査研究と対比あるいは比較して分析する方法は採用しない。

ところで、前述した①及び②の両調査のような暴力組織保護観察対象者に関する全国的な、あるいは大規模な調査は、その後行われていない。

しかし、近年実施された調査の中で、暴力組織関係保護観察対象者に言及しているものは幾つか認められるので、該当する事項に関して、次にその要点を概観する。

- ③ 長岡等「保護観察付執行猶予者の成行きに関する研究 第1報告」法務総合研究所研究部紀要32 1989年、及び、安形・松本等「保護観察執行猶予者の成り行きに関する研究 第2報告」法務総合研究所研究部紀要33 1990年

<要点>

- ・「組員」、「準構成員」の再犯率が高いのに対し、「幹部」は比較的低率である。
- ・暴力団に所属する保護観察対象者は、保護司等に対して恭順の態度で接することが少なくなく、無銭飲食の常習者などのように、たちまち再犯をして逮捕されるようなことも少ないが、フォロー・アップの期間を長くとればとるほど、再犯の説明要因としての順位を確実に高めていくところの存在となる。

- ④ 川崎等「覚せい剤事犯保護観察付執行猶予者に関する研究 第1報告」法務総合研究所研究部紀要38 1995年、及び、岡田等「覚せい剤事犯保護観察付き執行猶予者に関する研究 第2報告」法務総合研究所研究部紀要39 1996年

<要点>

- ・覚せい剤事犯保護観察付き執行猶予者について、暴力組織関係をみると、男子では、26.1%が「組員」及び「元組員」であり、何らかの形で暴力団と関係のある者が51.6%を占める。
- ・対象者の「暴力団との交友」に関する対応は、保護観察官や担当保護司による「対象者への指導」(保護観察官、担当保護司ともに62.%)が中心である。また、保護観察官が対象者について、「警察に暴力団関係を照会」(5.4%)したり、「警察に協力依頼」(2.7%)することが若干ながら見られる。
- ・対象者の「暴力団との交友」に関する問題の改善状況は、「改善した」と「やや改善した」を合わせると50.0%となり、「家庭不和」(61.0%)、「失業」(53.1%)に次いで高いが、他方、「悪化した」と「やや悪化した」を合わせた比率も、21.4%と比較的高い。

第2 調査結果とその分析

1 調査対象者の属性等

(1) 調査対象者の属性

2-1-1表は、調査対象者の性別並びに保護観察開始時の年齢及び教育程度を見たものである。

性別については、男子が93.4%で、大半を占めている。

年齢は、24歳以下が4割近くを占め、20歳代後半、30歳代、40歳以上がそれぞれ約2割ずつとなっており、最高齢は59歳である。平成11年に受理した保護観察付き執行猶予者全体と比較すると、やや若年に偏っている。平均年齢をこの保護観察付き執行猶予者全体と比較したところ、調査対象者の平均年齢(30.9歳)は、保護観察付き執行猶予者全体(33.5歳)と比較して2歳以上若く、平均の差の検定の結果も有意差が認められる($t=-3.578$ or -4.292 , $p<.001$)。

教育程度は、中学卒業以下(中学中退の3人を含む。)が46.4%で最も多く、次いで、高校中退、高校卒業以上(大学中退の2人を含む。)の順となっている。2-1-2表は、調査対象者と平成11年に受理した保護観察付き執行猶予者全体の教育程度を比較したものである。その結果、中卒者については両者の相違は見られないものの、高校中退では調査対象者が統計上有意に多く、高卒以上では調査対象者が有意に少ないことから、調査対象者は、保護観察付き執行猶予者全体よりも教育程度が低いことが分かる($\chi^2(2)=25.971$, $p<.000$)。

2-1-1表 調査対象者の性別・年齢・教育程度

区 分	人 数
総 数	302 (100.0)
① 性 別	
男	282 (93.4)
女	20 (6.6)
② 年 齢	
19 歳 以 下	1 (0.3)
20 ~ 24 歳	116 (38.4)
25 ~ 29 歳	54 (17.9)
30 ~ 39 歳	66 (21.9)
40 ~ 49 歳	50 (16.6)
50 歳 以 上	15 (5.0)
③ 教 育 程 度	
中 卒 以 下	140 (46.4)
高 校 中 退	107 (35.4)
高 卒 以 上	55 (18.2)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

2-1-2表 調査対象者と保護観察付き執行猶予者全体との教育程度の比較

区 分	総 数	教 育 程 度		
		中卒以下	高校中退	高卒以上
調 査 対 象 者	302 (100.0)	140 (46.4) <0.9>	109 (36.1) <3.8>	53 (17.5) <4.6>
保 護 観 察 付 き 執 行 猶 予 者 全 体	5,150 (100.0)	2,250 (43.7) <0.9>	1,352 (26.3) <3.8>	1,548 (30.1) <4.6>

注 1 法務総合研究所の調査及び法務大臣官房司法法制調査部の資料による。

2 ()内は、構成比である。

3 < >内は、調整済み残差であり、網掛け部分は有意差の認められた部分を示す。

4 執行猶予者全体については、比較の必要上、調査対象者と同じカテゴリーに含まれない者を除外した。

2-1-3表は、保護観察開始時の職業を見たものである。無職者が31.6%であり、職業に就いている者のうちでは、技能工・採掘・製造・建設作業員及び労務作業員が3割以上を占めている。そのうち、建設作業員は78人で、総数の25.8%となっている。保護観察終了時には、無職者の比率は、総数の24.2%に低下している。

平成11年の保護観察付き執行猶予者全体を見ると、保護観察受理時では49.9%、保護観察終了時では30.9%の者が、それぞれ無職者である。

2-1-3表 調査対象者の職業

職 業	人 数
総 数	294 (100.0)
管 理 的 職 業 従 事 者	3 (1.0)
販 売 従 事 者	29 (9.9)
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	19 (6.5)
農 林 ・ 漁 業 作 業 者	3 (1.0)
運 輸 ・ 通 信 従 事 者	18 (6.1)
技能工・採掘・製造・建設作業員及び労務作業員	92 (31.3)
そ の 他 の 職 業	26 (8.8)
無 職 者	93 (31.6)
不 詳	11 (3.7)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 資料のないものを除く。

2-1-4表は、保護観察開始時の配偶者の有無を見たものである。「配偶者なし」が過半数を占めているが、これは、調査対象者の年齢が比較的若いことも影響していると思われる。また、配偶者がいる者のうち、37.0%が内縁関係にある者である。

2-1-4表 調査対象者の配偶者の有無

区 分	人 数
総 数	301 (100.0)
配 偶 者 あり	135 (44.9)
内 縁 関 係	50 (16.6)
配 偶 者 なし	162 (53.8)
不 明	4 (1.3)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ()内は、構成比である。
 3 資料のないものを除く。

(2) 調査対象者に係る事件

2-1-5表は、調査対象者の罪名を見たものである。覚せい剤取締法違反が最も多く、全体の4割近くとなっており、以下、傷害(20.9%)、恐喝(15.2%)、窃盗(11.3%)等となっている。

2-1-5表 調査対象者の罪名

罪 名	件 数
総 数	302
住 居 侵 入	6 (2.0)
文書・有価証券・印章偽造	8 (2.6)
賭 博 ・ 富 く じ	9 (3.0)
傷 害	63 (20.9)
暴 行	11 (3.6)
業 務 上 過 失 致 死 傷	5 (1.7)
窃 盗	34 (11.3)
詐 欺	21 (7.0)
恐 喝	46 (15.2)
暴 力 行 為 等 処 罰 法	10 (3.3)
そ の 他 の 刑 法 犯	26 (8.6)
銃 刀 法	6 (2.0)
覚 せ い 剤 取 締 法	112 (37.1)
道 路 交 通 法	19 (6.3)
毒 劇 法	4 (1.3)
そ の 他 の 特 別 法 犯	15 (5.0)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ()内は、総数に対する比率である。
 3 重複計上による。

2-1-6表は、刑期、執行猶予期間及び保護観察が裁量的に付されたものであるか必要的に付されたものであるかどうかを見たものである。

2-1-6表 調査対象者の刑期等

区 分	件 数
総 数	302 (100.0)
① 刑 期	
1 年 以 下	84 (27.8)
1 年 6 月 以 下	120 (39.7)
2 年 以 下	72 (23.8)
2 年 を 超 え る	26 (8.6)
② 執行猶予期間	
2 年	2 (0.7)
3 年	136 (45.0)
4 年	107 (35.4)
5 年	57 (18.9)
③ 保護観察の別	
裁量的保護観察	279 (92.4)
必要的保護観察	23 (7.6)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

刑期は、1年を超え1年6月以下(39.7%)が最も多く、次いで1年以下(27.8%)、1年6月を超え2年以下(23.8%)となっている。なお、刑名はすべて懲役である。

執行猶予期間は、3年の者が半数近く(45.0%)を占め、以下、4年(35.4%)、5年(18.9%)となっている。平成11年に受理した保護観察付き執行猶予者全体と比較すると、3年の者の比率がやや低く、5年の者の比率がやや高いものの、統計上の有意差は認められなかった。

保護観察が裁量的に付されたものであるか必要的に付されたものであるかについて見ると、初度の執行猶予の言渡しに伴い裁量的に保護観察に付された者が92.4%を占め、再度の執行猶予の言渡しに伴い必要的に保護観察に付された者は7.6%である。

2-1-7表は、調査対象者と平成11年に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者全体とを比較したものである。その結果、保護観察付き執行猶予者全体では、裁量的に保護観察に付された者の比率は87.8%で(保護統計年報による。)、調査対象者における比率の方が高く、再度の執行猶予の言渡しに伴い必要的に保護観察に付された者の比率は12.2%で、調査対象者における比率の方が低く、いずれについても統計上の有意差は認められた($\chi^2(1)=5.638$, $p<.05$)。

なお、過去10年間(平成2年~11年)に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者全体の傾向を見ると、その間一貫して、裁量的に保護観察に付された者の比率が上昇し(平成2年79.4%、11年87.8%)、必要的保護観察の比率は低下(平成2年20.6%、11年12.2%)している。ちなみに、この間に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者の数は、平成2年をピークに(5,869件)、ほぼ一貫して減少している(平成11年は4,845件)。

2-1-7表 保護観察に付された理由

区 分	総 数	保護観察に付された理由	
		裁 量 的	必 要 的
調 査 対 象 者	302 (100.0)	279 (92.4) <2.4>	23 (7.6) <2.4>
保 護 観 察 付 け 執 行 猶 予 者 全 体	4,845 (100.0)	4,255 (87.8) <2.4>	590 (12.2) <2.4>

- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務大臣官房司法法制調査部の資料による。
 2 ()内は、構成比である。
 3 < >内は、調整済み残差であり、網掛け部分は有意差の認められた部分を示す。

(3) 調査対象者の処分歴等

2-1-8表は、調査対象者の保護処分歴及び刑事処分歴等を年齢層別に見たものである。

2-1-8表 調査対象者の処分歴(年齢層別)

年齢層	総 数	保護観察 処 分	少年院 送 致	罰 金 (一般)	罰 金 (交通)	起 訴 猶 予	執行猶予 (保護観察なし)	執行猶予 (保護観察付)	実 刑
総 数	302	118 (39.1)	63 (20.9)	120 (39.7)	95 (31.5)	25 (8.3)	83 (27.5)	31 (10.3)	43 (14.2)
19歳以下	1	1 (100.0)	-	-	1 (100.0)	-	-	-	-
20～24歳	116	59 (50.9)	38 (32.8)	19 (16.4)	17 (14.7)	3 (2.6)	9 (7.8)	2 (1.7)	-
25～29歳	54	24 (44.4)	15 (27.8)	20 (37.0)	16 (29.6)	6 (11.1)	16 (29.6)	5 (9.3)	-
30～39歳	66	21 (31.8)	4 (6.1)	35 (53.0)	27 (40.9)	5 (7.6)	28 (42.4)	11 (16.7)	14 (21.2)
40歳以上	65	13 (20.0)	6 (9.2)	46 (70.8)	34 (52.3)	11 (16.9)	30 (46.2)	13 (20.0)	29 (44.6)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ()内は、年齢層別の総数に対する比率である。
 3 重複計上による。

保護観察処分歴を有する者は、調査対象者全体の約4割であるが、20歳代前半では半数を超えている。また、少年院送致歴を有する者は、全体では約2割であるが、20歳代前半では3割を超えている。いずれの比率も、年齢層が上がると低下しているが、これは、保護観察付き執行猶予者の場合、客観的な資料が乏しく、特に保護処分歴に関しては、本人の供述のみに頼らざるを得ないことが影響しているものと思われる。

一方、刑事処分歴を有する者の比率については、年齢層が高くなるにつれて高くなっている。最も高い年齢層である40歳以上の者について見ると、罰金(一般)が約7割、罰金(交通)が約5割、保護観察の付かない執行猶予も半数近くに上っている。また、実刑歴を有する者は、調査対象者総数では1割台(14.2%)にとどまっているが、40歳以上では4割を超えている。

なお、平成11年に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者全体では、少年院送致歴を有する者は

14.0%、実刑歴を有する者は10.6%となっており（保護統計年報による。）、調査対象者では、これらの処分歴を有する者の比率がやや高くなっている。

2-1-9表は、調査対象者の薬物使用歴を見たものである。6割近くの者が何らかの薬物使用歴を有しており、平成11年に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者全体では薬物等使用歴のある者が30.9%である（保護統計年報による。）のと比較すると、使用歴のある者がかなり高率となっている。

2-1-9表 調査対象者の薬物使用歴

区 分	人 数
総 数	302 (100.0)
薬物使用歴あり	190 (62.9)
麻 薬 等	6 (2.0)
覚せい剤	128 (42.4)
シンナー	44 (14.6)
そ の 他	2 (0.7)
薬物使用歴なし	112 (37.1)
不 明	10 (3.3)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ()内は、構成比である。
 3 「薬物使用歴あり」の内訳は、最も使用の程度の深いものを一つだけ選択している。

2-1-10表は、これら両者の使用歴を比較したものである。その結果、麻薬等を除くすべての薬物において統計的に有意差が見られ、特に、調査対象者は、保護観察付き執行猶予者全体に比べて、覚せい剤及びシンナーの使用歴を有する者が有意に多いことが分かる ($\chi^2(4)=135.658, p<.000$)。

2-1-10表 薬物使用歴比較

区 分	総 数	薬 物 使 用 歴				
		な し	麻薬等	覚せい剤	シンナー	その他
調 査 対 象 者	292 (100.0)	112 (38.4) <10.8>	6 (2.1) <1.4>	128 (43.8) <7.1>	44 (15.1) <7.5>	2 (0.7) <2.1>
保 護 観 察 付 き 執 行 猶 予 者 全 体	4,815 (100.0)	3,319 (68.9) <10.8>	54 (1.1) <1.4>	1,202 (25.0) <7.1>	233 (4.8) <7.5>	7 (0.1) <2.1>

- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務大臣官房司法法制調査部の資料による。
 2 ()内は、構成比である。
 3 < >内は、調整済み残差であり、網掛け部分は有意差の認められた部分を示す。
 4 不明を除く。

2-1-11表は、調査対象者の暴走族加入歴を年齢層別に見たものである。

暴走族加入歴を有する者は調査対象者全体の約17%で、不明の者が約2割となっている。また、20歳代前半の者に限ると、加入歴のある者が約3割を占めている。

2-1-11表 調査対象者の暴走族加入歴（年齢層別）

年齢層	総数	あり	なし	不明
総数	302 (100.0)	51 (16.9)	192 (63.6)	59 (19.5)
19歳以下	1 (100.0)	1 (100.0)	-	-
20～24歳	116 (100.0)	35 (30.2)	64 (55.2)	17 (14.7)
25～29歳	54 (100.0)	7 (13.0)	36 (66.7)	11 (20.4)
30～39歳	66 (100.0)	6 (9.1)	45 (68.2)	15 (22.7)
40歳以上	65 (100.0)	2 (3.1)	47 (72.3)	16 (24.6)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

(4) 調査対象者の暴力組織との関係

調査対象者が加入し、又は交際していた暴力組織を見たものが2-1-12表である。山口組、稲川会、住吉会の3団体で全体の3分の2を占めている。

2-1-12表 加入又は交際していた暴力組織

団体名	件数
総数	300 (100.0)
山口組	117 (39.0)
稲川会	37 (12.3)
住吉会	45 (15.0)
その他指定団体	39 (13.0)
非指定団体	20 (6.7)
不明	42 (14.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 「その他指定団体」とは、暴力団対策法による指定暴力団のうち、山口組・稲川会・住吉会以外のものをいう。

4 資料のないものを除く。

調査対象者が加入し、又は交際していた暴力組織内の地位又は暴力組織との関係を年齢層別に見たものが2-1-13表である。調査対象者全体では、幹部が1割、組員が4割弱、関係者が2割弱等となっている。年齢層別では、幹部は40歳以上に、組員は20歳代前半に多い。

調査対象者のうちの女子20人は、組員等の妻（内縁関係にある者を含む。）や交際相手が大半を占めており、暴力組織の幹部、組員、準構成員又は元組員である者はいない。

2-1-13表 暴力組織内の地位又は暴力組織との関係（年齢層別）

年齢層	総数	幹部	組員	準構成員	元組員	関係者	不明
総数	299 (100.0)	29 (9.7)	112 (37.5)	20 (6.7)	42 (14.0)	55 (18.4)	41 (13.7)
19歳以下	1 (100.0)	-	-	-	1 (100.0)	-	-
20～24歳	115 (100.0)	1 (0.9)	52 (45.2)	13 (11.3)	12 (10.4)	21 (18.3)	16 (13.9)
25～29歳	54 (100.0)	5 (9.3)	22 (40.7)	2 (3.7)	7 (13.0)	9 (16.7)	9 (16.7)
30～39歳	64 (100.0)	8 (12.5)	25 (39.1)	3 (4.7)	13 (20.3)	9 (14.1)	6 (9.4)
40歳以上	65 (100.0)	15 (23.1)	13 (20.0)	2 (3.1)	9 (13.8)	16 (24.6)	10 (15.4)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 暴力組織内の地位又は暴力組織との関係について資料のないものを除く。

調査対象者の加入団体、組織内の地位の認定根拠となった資料を見たものが2-1-14表である。本人が比較的最近保護観察を受けていた経歴を有するなどの事情がない場合、本人が暴力組織とかかわりがあるか否かの判断は、取りあえず言渡し裁判所から送付されてくる書類によるか、さもなければ面接時の本人や家族の供述に頼らざるを得ない。認定の根拠としては、言渡裁判所作成の資料（判決書、執行猶予者保護観察事件調査票等）が8割近く、本人・家族と面接した際の供述が7割を占め、警察等に対する照会の結果を根拠とするものは、全体のほぼ4分の1にとどまっている。

2-1-14表 調査対象者の加入団体・暴力組織内での地位を示す資料

加入団体・地位を示す資料	総数	あり	なし
言渡裁判所作成の資料	300 (100.0)	236 (78.7)	64 (21.3)
暴力組織に関する照会に対する回答	299 (100.0)	74 (24.7)	255 (75.3)
本人・家族と面接した際の供述	299 (100.0)	211 (70.6)	88 (29.4)
その他	296 (100.0)	4 (1.4)	292 (98.6)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 「言渡裁判所作成の資料」は、判決書執行猶予者保護観察事件調査票等をさす。

4 「暴力組織に関する照会」に対する回答は、警察署等から寄せられたものである。

5 資料のないものを除く。

2-1-15表は、暴力組織に加入し、又は暴力組織加入者との交際が始まった時期を見たものである。平成4年以降が4割以上で最も多く、昭和60年以降のものを合わせると全体の約3分の2を占めている。

2-1-15表 最初に加入（交際）した時の年次

年 次	件 数
総 数	300 (100.0)
昭 和 39 年 以 前	2 (0.7)
昭 和 40 年 代	20 (6.7)
昭 和 50 年 代	26 (8.7)
昭和60年～平成3年	66 (22.0)
平 成 4 年 以 降	132 (44.0)
不 明	54 (18.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 資料のないものを除く。

2-1-16表は、暴力組織に加入し、又は暴力組織加入者との交際が始まったときの年齢を見たものである。19歳以下が26.0%、20歳代前半が31.3%となっており、この両方で6割近くを占めている。なお、加入（交際開始）の時期や年齢が不明の者もそれぞれ2割近くいる。

2-1-16表 最初に加入（交際）した時の年齢

年 齢	件 数
総 数	300 (100.0)
19 歳 以 下	78 (26.0)
20 ～ 24 歳	94 (31.3)
25 ～ 29 歳	34 (11.3)
30 ～ 34 歳	18 (6.0)
35 ～ 39 歳	11 (3.7)
40 歳 以 上	12 (4.0)
不 明	53 (17.7)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 資料のないものを除く。

2-1-17表は、保護観察開始時の年齢層と加入（交際）期間との関連を見たものである。年齢層が低い者に加入（交際）期間が短い者が多く、加入（交際）期間5年以下の者が、30歳代でも46.2%、40歳代でも24.6%を占めている。

2-1-17表 保護観察開始時年齢層別加入（交際）期間

年齢層	総数	1年未満	1～5年	6～10年	10年以上	不明
総数	300 (100.0)	45 (15.0)	124 (41.3)	21 (7.0)	39 (13.0)	71 (23.7)
19歳以下	1 (100.0)	1 (100.0)	-	-	-	-
20～24歳	115 (100.0)	27 (23.5)	65 (56.5)	4 (3.5)	-	19 (16.5)
25～29歳	54 (100.0)	6 (11.1)	24 (44.4)	8 (14.8)	1 (1.9)	15 (27.8)
30～39歳	65 (100.0)	9 (13.8)	21 (32.3)	7 (10.8)	15 (23.1)	13 (20.0)
40歳以上	65 (100.0)	2 (3.1)	14 (21.5)	2 (3.1)	23 (35.4)	24 (36.9)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 資料のないものを除く。

2-1-18表は、加入（交際）期間と暴力組織内での地位又は暴力組織との関係との関連を見たものである。加入（交際）期間が10年以上の者では幹部が3分の1を占めており、また、1年から10年の者では組員が約半数を占めているのに対し、1年未満の者では準構成員又は関係者の比率が他よりも高くなっている。

2-1-18表 加入(交際)期間別に見た暴力組織内の地位又は暴力組織との関係

加入(交際)期間	総数	幹部	組員	準構成員	元組員	関係者	不明
総数	299 (100.0)	29 (9.7)	112 (37.5)	20 (6.7)	42 (14.0)	55 (18.4)	41 (13.7)
1年未満	44 (100.0)	-	16 (36.4)	5 (11.4)	8 (18.2)	9 (20.5)	6 (13.6)
1～5年	124 (100.0)	11 (8.9)	61 (49.2)	10 (8.1)	14 (11.3)	19 (15.3)	9 (7.3)
6～10年	21 (100.0)	1 (4.8)	11 (52.4)	-	8 (38.1)	-	1 (4.8)
10年以上	39 (100.0)	13 (33.3)	14 (35.9)	3 (7.7)	2 (5.1)	5 (12.8)	2 (5.1)
不明	71 (100.0)	4 (5.6)	10 (14.1)	2 (2.8)	10 (14.1)	22 (31.0)	23 (32.4)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 資料のないものを除く。

2-1-19表は、調査対象者の暴力組織加入（交際）の主なきっかけを見たものである。不明がかなり多いものの、それ以外では、先輩・友人、親族の誘いなどを理由とする者が全体の約3分の1を占め、交友等関係が暴力組織加入のきっかけの大きな要因の一つになっていることが分かる。

2-1-19表 調査対象者の暴力組織加入(交際)の主なきっかけ

加入(交際)の主なきっかけ	総数
総数	300 (100.0)
自ら進んで	43 (14.3)
先輩・友人等に誘われて	77 (25.7)
親、兄弟等の親族を通じて	10 (3.3)
盛り場等で遊んでいる時に誘われて	13 (4.3)
仕事関係を通じて	25 (8.3)
薬物の使用、売買を通じて	5 (1.7)
その他	12 (4.0)
不明	115 (38.3)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ()内は、構成比である。
 3 資料のないものを除く。

次に、身体上の特徴として指詰めと入れ墨の状況を見たものが2-1-20表である。指詰めについては8.0%、入れ墨については27.9%が「あり」となっているが、不明もそれぞれ3割近い。

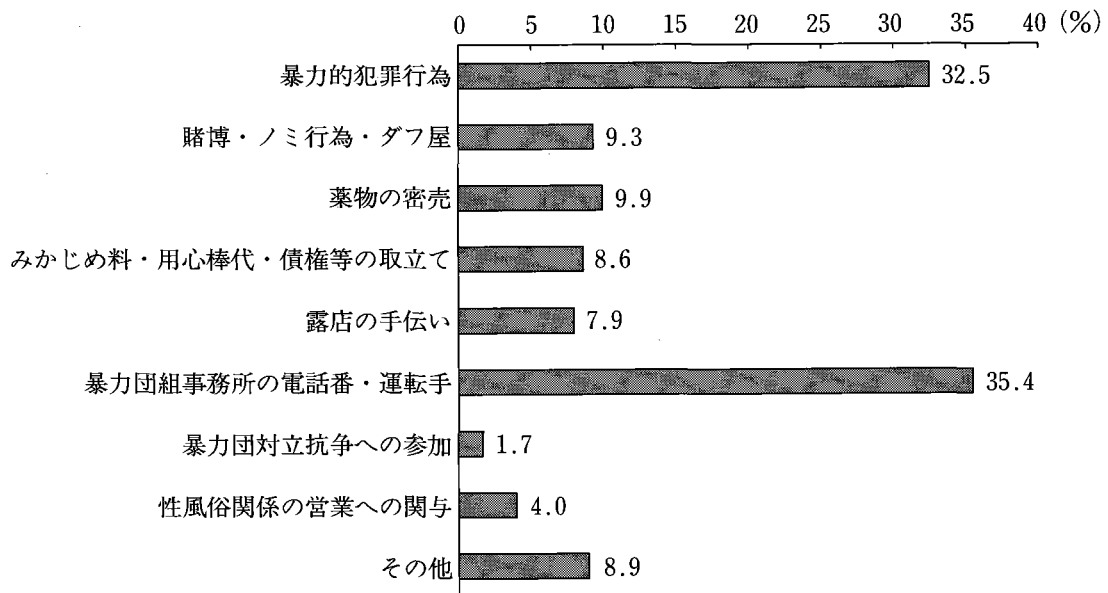
2-1-20表 指詰めと入れ墨の状況

区分	指詰め	入れ墨
総数	301 (100.0)	301 (100.0)
あり	24 (8.0)	84 (27.9)
なし	192 (63.8)	134 (44.5)
不明	85 (28.2)	83 (27.6)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ()内は、構成比である。
 3 資料のないものを除く。

次に、「加入（交際）中のできごとや生活」の中から、暴力組織と関連のある行為の比率を見たものが2-1-21図である。比較的多いのは、暴力団事務所の電話番・運転手（35.4%）、殺人、傷害、恐喝等の暴力的犯罪行為（32.5%）等である。一般的に該当者の比率が低いですが、それは、特に保護観察開始前の生活状況については十分な把握が困難なこと、及び、ある程度把握していたとしても、必ずしもそれについて事件記録に記載するとは限らないことも一つの要因になっていると思われる。

2-1-21図 加入（交際）中のできごとや生活



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 数値は、総数に対する比率である。
 3 重複計上による。

調査対象者が保護観察付き執行猶予に付される原因になった事件について、共犯者数及び事件と暴力組織との関連の有無を見たものが2-1-22表である。

2-1-22表 共犯者数別に見た調査対象事件の暴力組織との関連

暴力組織との関連	総数	共犯者の有無			
		共犯者なし	共犯者1名	共犯者2名	共犯者3名以上
総数	268 (100.0)	134 (100.0)	62 (100.0)	35 (100.0)	37 (100.0)
関連なし	139 (51.9)	99 (73.9)	25 (40.3)	10 (28.6)	5 (13.5)
関連あり	129 (48.1)	35 (26.1)	37 (59.7)	25 (71.4)	32 (86.5)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ()内は、構成比である。
 3 不明を除く。

共犯者の有無については、半数は共犯者のない単独犯であり、他方、共犯者3人以上による犯行は13.8%とそれほど多くはない。

総数で見ると、原因となった事件が暴力組織に「関連あり」とするものと「関連なし」とするものがほぼ半々になっている。ただし、共犯者数との関連で見ると、共犯者がいない場合には「関連なし」の比率が高く、共犯者がいる場合には「関連あり」の比率が高くなっている。特に、共犯者が3人以上の場合には、8割以上が暴力組織との関連を有する犯罪となっている。

2 調査対象者に対する保護観察の実施状況

(1) 保護観察開始時の状況

2-2-1表は、保護観察開始時の引受人の状況を見たものである。

引受人は、父母が過半数を占めて最も多いが、そのうち24%は同居していない。次いで配偶者の28%となっており、この両方で8割を占めている。なお、引受人が父母や配偶者以外の者である場合には、保護観察開始時に引受人が調査対象者と同居していない比率が高くなっている。

2-2-1表 調査対象者の引受人の状況

引 受 人	人 数
総 数	302 (100.0)
配 偶 者	85 (28.1)
父 母	155 (51.3)
兄 弟 姉 妹	12 (4.0)
その他の親族	7 (2.3)
知 人	19 (6.3)
雇 主	12 (4.0)
更生保護施設	2 (0.7)
そ の 他	2 (0.7)
な し	8 (2.6)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ()内は、構成比である。
 3 「配偶者」には、内縁関係を含む。

2-2-2表は、調査対象者と保護観察付き執行猶予者全体について、保護観察所への初回の出頭状況を見たものである。保護観察付き執行猶予者全体と同様に、調査対象者の大多数は確定前に出頭しており、確定後1週間を過ぎても出頭しない者は6%程度にとどまっている。

2-2-2表 保護観察所への初回出頭状況

出 頭 状 況	調査対象者	執行猶予者全体
総 数	302 (100.0)	5,224 (100.0)
確定前に出頭した	262 (86.8)	4,719 (90.3)
確定後7日以内に出頭した	21 (7.0)	271 (5.2)
確定後1月以内に出頭した	11 (3.6)	104 (2.0)
確定後1月以内に出頭しなかった	8 (2.6)	130 (2.5)

- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省保護局の資料による。
 2 ()内は、構成比である。
 3 「確定後1月以内に出頭しなかった」は、不出頭を含む。
 4 「執行猶予者全体」は平成11年に受理した保護観察付き執行猶予全人員をいう。

分類処遇制度²⁾による分類状況を、類型別処遇における「暴力組織」類型の認定の有無別に見たものが2-2-3表である。調査対象者のうち、処遇困難と予測されるA分類の者の比率は、「暴力組織」類型

2 分類処遇は、科学的な指標に臨床的知見を加えた判定に基づき、保護観察対象者を処遇の難易度に応じてA・Bの2段階に分類し、問題が多く処遇が困難と予測されたA分類の者に対しては、保護観察官による直接的処遇を積極的に行うこととする制度である。

に認定されている者では32.6%，認定されていない者では14.7%となっており，「暴力組織」類型に認定されている者で特に高率となっている。

2-2-3表 「暴力組織」類型認定の有無と分類処遇の状況

類型認定の有無	総数	A分類	B分類	非該当
総数	302 (100.0)	85 (28.1)	206 (68.2)	11 (3.6)
なし	75 (100.0)	11 (14.7)	62 (82.7)	2 (2.7)
あり	227 (100.0)	74 (32.6)	144 (63.4)	9 (4.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は，構成比である。

3 「非該当」とは，交通事件（交通関係業過及び道交違反）保護観察対象者につき，分類処遇から除外されたものを指す。

2-2-4表は，遵守事項³を守るための指示事項⁴を，内容別に見たものである。最も多くの調査対象者に付けられたのは，「毎月担当保護司を訪ね，生活状況を報告し，その指導をうけること」などの，往来訪の確保・生活実態の把握に関する指示事項であった。このほか，暴力団関係者との交際等の禁止関係を内容とする指示事項，就労関係の指示事項が，調査対象者の半数以上に付けられていた。なお，「その他」に分類された指示事項の内容では，飲酒又は賭事を禁じるもの，交通法規遵守を求めるものなどが見られた。

2-2-4表 指示事項の状況

指示事項の内容	総数	あり	なし
暴力団関係者との交際等の禁止関係	301 (100.0)	241 (80.1)	60 (19.9)
薬物関係者との交際の禁止関係	301 (100.0)	41 (13.6)	260 (86.4)
薬物の使用禁止関係	301 (100.0)	118 (39.2)	183 (60.8)
粗暴な行為禁止関係	301 (100.0)	61 (20.3)	240 (79.7)
本件犯罪行為	301 (100.0)	51 (16.9)	250 (83.1)
就労関係	301 (100.0)	229 (76.1)	72 (23.9)
家族等関係	301 (100.0)	43 (14.3)	258 (85.7)
往来訪の確保，生活実態の把握関係	301 (100.0)	279 (92.7)	22 (7.3)
その他	301 (100.0)	52 (17.3)	249 (82.7)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は，構成比である。

3 重複選択による。

4 資料のないものを除く。

3 遵守事項とは，保護観察に付されている者が，保護観察期間中に守ることを法的に義務づけられている事項であり，保護観察付き執行猶予者の場合は，①善行を保持すること，②住居を移転し，又は1箇月以上の旅行をするときは，あらかじめ，保護観察所の長に届け出ること，の二つである。

4 保護観察付き執行猶予者に対し，保護観察所の長は，遵守事項を遵守させるため特に必要と認められる具体的な事項を示すこととされており，これを指示事項という。

(2) 保護観察実施上の問題点と改善状況

暴力組織関係者の保護観察に当たって最も重要なポイントの一つは、組織からの離脱を図ることである。(実刑でなく)執行猶予となっている以上は、ある程度暴力組織からの離脱の可能性があるとは判断されているとも考えられるし、判決書等にそうした量刑の理由が明記されている場合もある。しかしながら、実際には、離脱の意思がなかったり、保護観察官等との面接の際には表面的に離脱の意思を表明するものの、その現実的な可能性は低いと判断せざるを得ないケースが少なからず見受けられるのも事実であると思われる。

2-2-5表は、調査対象者が暴力組織からの離脱や絶縁の意思を有することを示す資料を見たものである。

今回の調査対象者の中で、離脱や絶縁の意思を有することを示す何らかの資料が認められたのは43.0%である。そのうち、記録上、離脱届が出されていたり、破門状が出ていることが明らかなもの(判決書等にその旨明記されている場合を含む。)は極めて少数であり、大半は、判決書、執行猶予者保護観察事件調査票等の言渡裁判所作成の資料の中で、「本人が離脱の意思を示している」などの情状が記載されているものである。

2-2-5表 調査対象者の離脱意思を示す資料

離脱意思を示す資料	人 数
総 数	296 (100.0)
離 脱 届 (脱 退 届)	9 (3.0)
破 門 状	7 (2.4)
言渡裁判所作成の資料	105 (35.5)
そ の 他 の 資 料	9 (3.0)
離脱意思を示す資料がない	166 (56.1)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 「言渡裁判所作成の資料」は、離脱届(脱退届)・破門状が出ているもの以外で、言渡裁判所作成の資料に記載があるものをいう。

4 資料のないものを除く。

2-2-6表は、離脱や絶縁の意思を有することを示す資料の有無と、保護観察官の判断との関係を見たものである。

保護観察官による判断を見ると、離脱意思が認められた者(内訳は、「非常に強く認められた」者25名、「一応認められた」者127名)が約6割を占めている一方で、認められないとされた者も2割を越えている。資料との関係で見ると、離脱届けや破門状が出ていたり、裁判所の資料に離脱意思に関する記載がある場合には、離脱意思が認められるとされている者の比率が高い。

2-2-6表 離脱意思を示す資料の有無と保護観察官の判断

資料の有無	総 数	離脱意思あり	どちらでもない	離脱意思なし
総 数	253 (100.0)	152 (60.1)	42 (16.6)	59 (23.3)
あ り	116 (100.0)	85 (73.3)	16 (13.8)	15 (12.9)
な し	137 (100.0)	67 (48.9)	26 (19.0)	44 (32.1)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ()内は、構成比である。
 3 資料のないもの及び保護観察官の判断が「不明」であるものを除く。

犯罪者予防更生法第35条に、保護観察における指導監督の方法として、まず「保護観察に付されている者と適当に接触を保ち、その行状を見守ること」を挙げていることから明らかなように、接触と生活実態の把握は保護観察の前提として不可欠のものである。しかしながら、暴力組織関係者の場合、指導監督を受けることに抵抗を示したり、また、保護観察官との面接や保護司宅への来訪などの必要最小限の接触は保ちながらも、生活実態を明らかにしない者が少なくないとされる。

そこで、保護観察中の接触及び実態把握における困難の状況を見たものが2-2-7表である。なお、保護観察は、通常、保護観察官と保護司との協働体制で実施されることが多いが、今回の調査対象者に関しても、296人(98.0%)は協働体制によるものであり、保護観察官による直接処遇は2人(0.7%)にとどまっている。また、残りの4人は、主に救・援護の対象者として更生保護施設で生活していた者である。

これによると、保護観察期間を通じて接触が困難な状況が見られなかったケースは約4割であり、当初から一貫して、又は保護観察の途中から、時々接触困難な状況が生じたケースと、当初から一貫して、又は保護観察の途中から、常時接触困難であったケースが、それぞれ3割弱となっている。生活実態の把握に関してもほぼ同様の割合となっているが、保護観察期間を通じて実態把握が困難な状況が見られなかったとする比率がやや低くなっている。

2-2-7表 接触及び生活実態把握における困難の状況

区 分	接 触 困 難	生活実態把握困難
総 数	297 (100.0)	295 (100.0)
当初から一貫して、全く又はほとんど見られなかった	122 (41.1)	109 (36.9)
当初から一貫して、時々見られた	49 (16.5)	44 (14.9)
当初から一貫して、常時見られた	40 (13.5)	42 (14.2)
保護観察の途中から、時々見られた	32 (10.8)	37 (12.5)
保護観察の途中から、常時見られた	42 (14.1)	48 (16.3)
当初は見られたが、保護観察の途中から好転した	12 (4.0)	15 (5.1)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ()内は、構成比である。
 3 不明を除く。

2-2-8表は、調査対象者の保護観察期間中における所在不明の状況を引受人別に見たものである。当初から、又は途中から保護観察の終了まで所在不明の状態が続いた者が総数の15.6%、保護観察期間中に一時的に所在不明の状態になった者が同じく11.3%となっている。引受人別に見ると、所在不明の状態になったことがある者の比率（「当初から所在不明」、「途中から所在不明」及び「一時所在不明」の合計）は、引受人が配偶者の場合には12.9%であるのに対して、知人の場合には36.8%、雇主の場合には66.7%となっている。 χ^2 検定の結果でも有意差が認められ（ $p < .01$ ）⁵、引受人が配偶者の場合には所在不明になりやすく、雇い主の場合は所在不明になりやすいと言える。

2-2-8表 引受人別に見た所在不明の状況

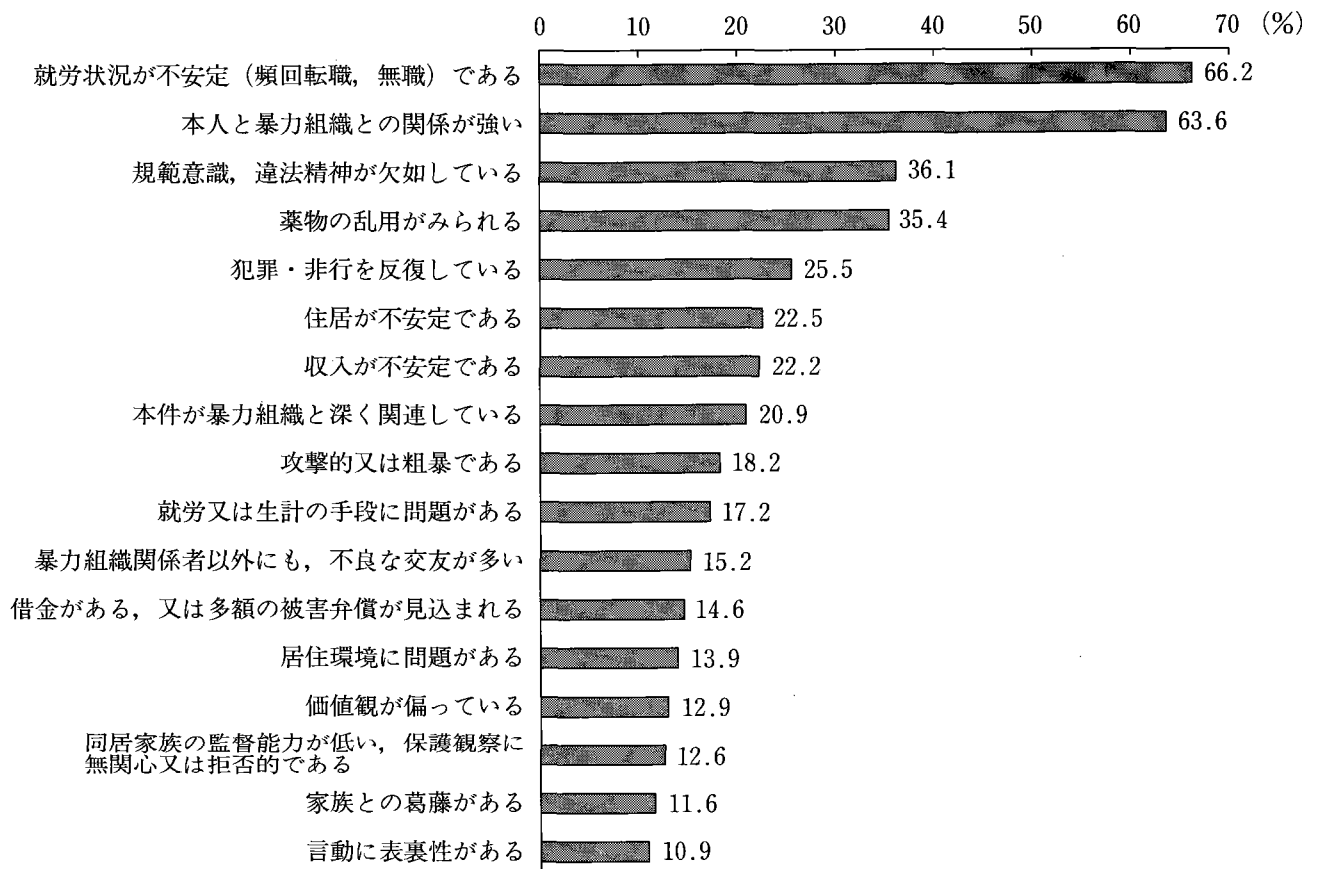
引受人	総数	なし	一時所在不明	途中から所在不明	当初から所在不明
総数	301 (100.0)	220 (73.1)	34 (11.3)	40 (13.3)	7 (2.3)
配偶者	85 (100.0)	74 (87.1)	6 (7.1)	5 (5.9)	-
父母	154 (100.0)	111 (72.1)	20 (13.0)	18 (11.7)	5 (3.2)
兄弟姉妹	12 (100.0)	9 (75.0)	-	2 (16.7)	1 (8.3)
その他親族	7 (100.0)	6 (85.7)	1 (14.3)	-	-
知人	19 (100.0)	12 (63.2)	2 (10.5)	5 (26.3)	-
雇主	12 (100.0)	4 (33.3)	3 (25.0)	4 (33.3)	1 (8.3)
更生保護施設	2 (100.0)	-	-	2 (100.0)	-
その他	2 (100.0)	-	-	2 (100.0)	-
なし	8 (100.0)	4 (50.0)	2 (25.0)	2 (25.0)	-

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ()内は、構成比である。
 3 「配偶者」には、内縁関係を含む。
 4 資料のないものを除く。

2-2-9図は、保護観察開始当初又は保護観察の過程で発生した問題点のうち、調査対象者総数の10%以上が該当したものについて見たものである。「就労状況が不安定（頻回転職、無職）である」及び「本人と暴力組織との関係が強い」にはそれぞれ総数の6割以上が該当しているほか、「規範意識、遵法精神が欠如している」及び「薬物の乱用が見られる」にも、それぞれ総数の3分の1以上が該当している。

5 モンテカルロ法による。

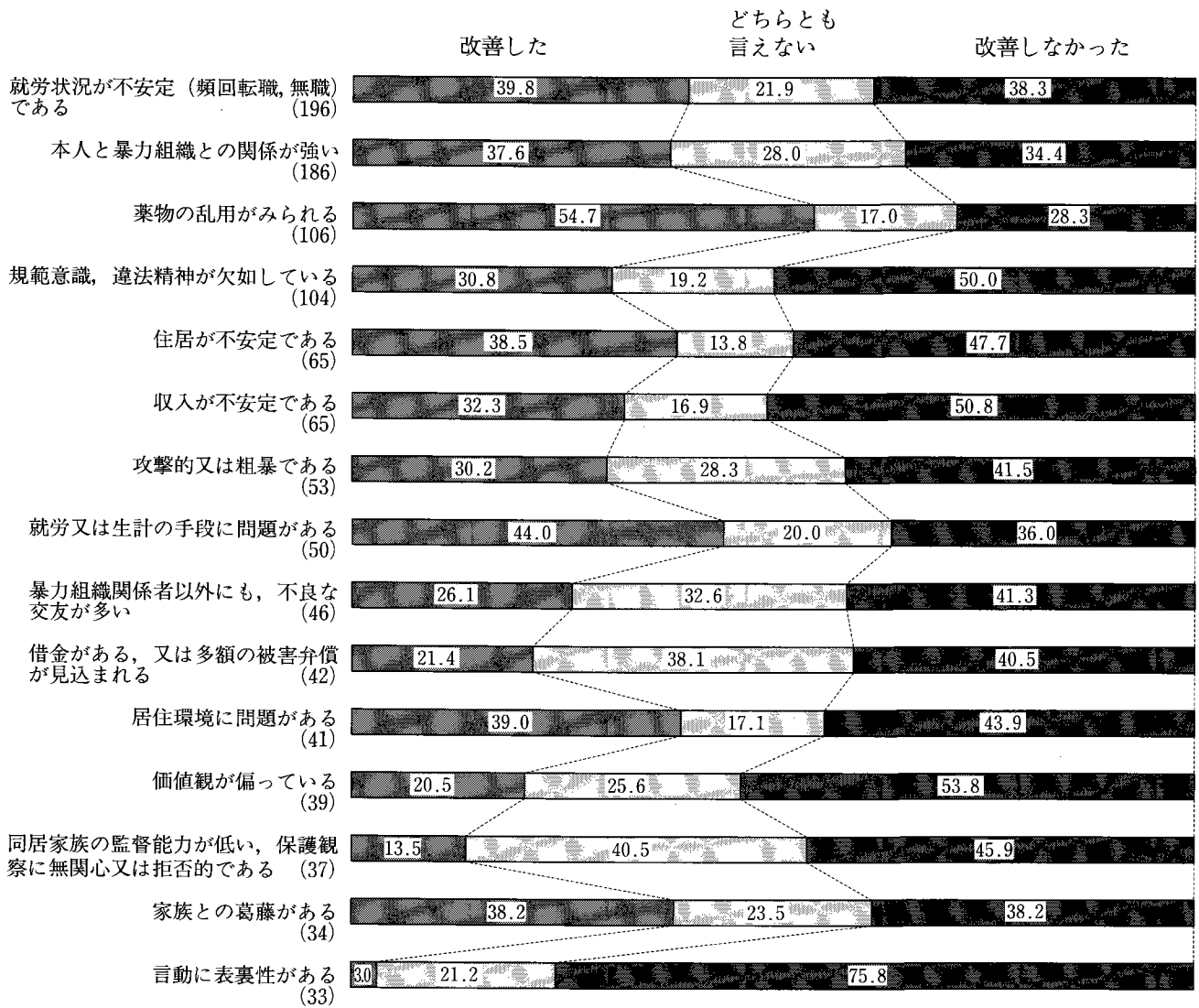
2-2-9 図 保護観察実施上の問題点



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 数値は，総数に対する比率である。
 3 重複計上による。

2-2-10図は，問題点別に改善状況の構成比を見たものである。改善したとするものの比率が高いのは，「薬物の乱用が見られる」(54.7%)，「就労先又は生計の手段に問題がある」(44.0%)などであり，改善しなかったとするものの比率が高いのは，「言動に表裏性がある」(75.8%)，「価値観が偏っている」(53.8%)などである。

2-2-10図 問題点の改善状況別構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は，実数である。
 3 改善の有無が不明なものを除く。

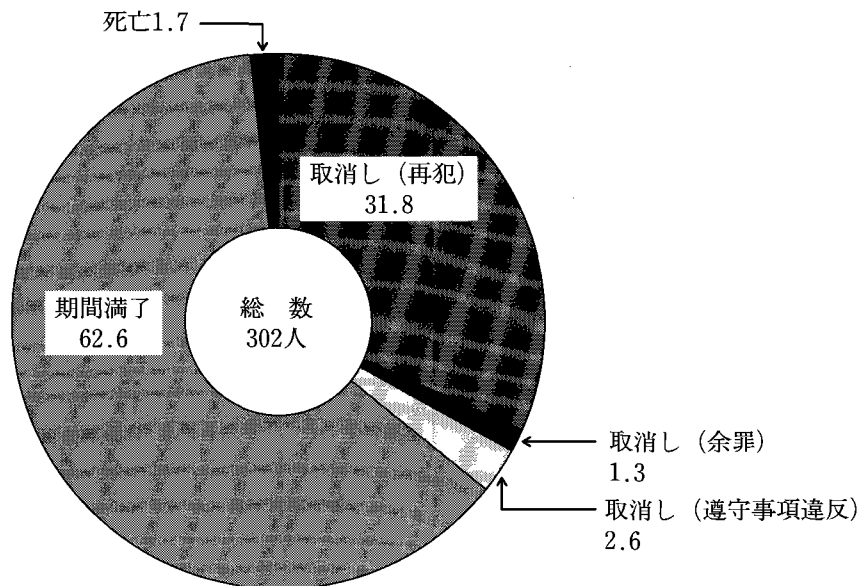
3 成り行き

(1) 保護観察終了時の状況

ア 保護観察の終了事由

2-3-1図は、調査対象者の保護観察終了事由別構成比を見たものである。期間満了が62.6%、執行猶予取消しが35.8%（再犯31.8%、余罪1.3%、遵守事項違反2.6%）となっている。なお、平成11年に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者全体では期間満了が65.7%、執行猶予取消しが31.5%である。

2-3-1図 保護観察の終了事由別構成比



注 法務総合研究所の調査による。

執行猶予取消しのうち、再犯又は遵守事項違反によるものと、余罪によるものとは、その性質が異なると思われるので、以下、本項においては、余罪によるものを除いた再犯又は遵守事項違反による執行猶予取消しと、期間満了との比率をとりあげることとする。

まず、これを、平成11年に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者全体と調査対象者とで比較すると、調査対象者の方が期間満了の比率はやや低く、再犯又は遵守事項違反による執行猶予取消しの比率はやや高くなっているが、 χ^2 検定の結果、統計的な有意差は認められない。

2-3-2表 保護観察の終了事由(調査対象者と執行猶予者全体との比較)

区分	総数	期間満了	取消し (再犯又は遵守事項 違反による)
調査対象者	293 (100.0)	189 (64.5)	104 (35.5)
執行猶予者全体	4695 (100.0)	3182 (67.8)	1513 (32.2)

注 1 法務総合研究所の調査及び法務大臣官房司法法制調査部の資料による。

2 ()内は、構成比である。

「暴力組織」類型の認定の有無との関係で見ると、再犯又は遵守事項違反による執行猶予取消しの比率は「暴力組織」類型に認定されている者の方がやや高いが、 χ^2 検定の結果、統計的な有意差は認められない。

2-3-3表 保護観察の終了事由（「暴力組織」類型の認定の有無別）

類型認定の有無	総 数	期 間 満 了	取 消 し (再犯又は遵守事項 違反による)
総 数	293 (100.0)	189 (64.5)	104 (35.5)
あ り	219 (100.0)	140 (63.9)	79 (36.1)
な し	74 (100.0)	49 (66.2)	25 (33.8)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

また、暴力組織内の地位又は暴力組織との関係との関連で見ると、再犯又は遵守事項違反による執行猶予取消しの比率が準構成員でやや高く、関係者でやや低い傾向がうかがえるが、 χ^2 検定の結果、やはり統計的な有意差は認められない。

2-3-4表 保護観察の終了事由（組織内での地位別）

暴力組織内の 地位又は暴力 組織との関係	総 数	期 間 満 了	取 消 し (再犯又は遵守 事項違反による)
総 数	290 (100.0)	186 (64.1)	104 (35.9)
幹 部	28 (100.0)	17 (60.7)	11 (39.3)
組 員	109 (100.0)	67 (61.5)	42 (38.5)
準 構 成 員	20 (100.0)	11 (55.0)	9 (45.0)
元 組 員	41 (100.0)	26 (63.4)	15 (36.6)
関 係 者	53 (100.0)	40 (75.5)	13 (24.5)
不 明	39 (100.0)	25 (64.1)	14 (35.9)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 暴力組織内の地位又は暴力組織との関係について資料のないものを除く。

イ 保護観察の成績

2-3-5表は、保護観察期間中の成績⁶の推移を見たものである。一貫して「良好状態で推移した」とするものは全体の23.0%、「保護観察の経過に伴い成績が向上した」とするものは10.0%であり、両者を合わせると全体の約3分の1を占めている。一方、「不良状態で推移した」ものは5.3%、「保護観察の経過に伴い成績が低下した」ものが14.3%で、両者を合わせると約2割である。ただ、「その他」の中にも保護観察開始直後に再犯や所在不明に陥り、実質的に保護観察が実施できなかった者が少なからず含まれるほか、「上昇下降を繰り返した」の中にも、成績が良くない状態が相当期間続いた者がかなり含まれていることが推測される。

また、終了事由との関係で見ると、保護観察成績が良好で推移した者のうちの11.6%、普通で推移した者のうちの41.5%が、再犯又は遵守事項違反による執行猶予取消しで終了している。このことは、本人の改善更生上重大な問題があるとは認められなかった者の中にも、再犯等により執行猶予取消しとなる者が相当数含まれていたことを示しており、表面では問題がないように見せかける面従腹背的な態度のため、生活実態の把握が困難な者が少なくないことがうかがえる。

2-3-5表 保護観察の成績の推移

成績の推移	総数	期間満了	取消し (再犯)	取消し (余罪)	取消し (遵守事項違反)	死亡
総数	300 (100.0)	188 (62.7)	95 (31.7)	4 (1.3)	8 (2.7)	5 (1.7)
良好状態で推移	69 (100.0)	60 (87.0)	8 (11.6)	-	-	1 (1.4)
普通状態で推移	65 (100.0)	34 (52.3)	25 (38.5)	1 (1.5)	2 (3.1)	3 (4.6)
不良状態で推移	16 (100.0)	2 (12.5)	13 (81.3)	1 (6.3)	-	-
保護観察の経過に伴い成績が向上した	30 (100.0)	28 (93.3)	1 (3.3)	-	-	1 (3.3)
保護観察の経過に伴い成績が低下した	43 (100.0)	15 (34.9)	24 (55.8)	1 (2.3)	3 (7.0)	-
保護観察の成績が上昇下降を繰り返した	58 (100.0)	41 (70.7)	14 (24.1)	1 (1.7)	2 (3.4)	-
その他	19 (100.0)	8 (42.1)	10 (52.6)	-	1 (5.3)	-

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ()内は、構成比である。
 3 成績の推移について資料のないものを除く。

6 保護観察の成績の評定は、本人の改善更生に関し、その居住状況、家庭の状況、健康状況、就学又は就業の状況、交友関係及び余暇の利用状況、遵守事項の遵守状況等についての問題の有無及び程度並びに指導監督及び補導援護上の注意の要否及び程度について判断し、保護観察所が行う。「良好」、「普通」、「不良」の3段階に評定する。

本調査では、取消し又は死亡で保護観察が終了している場合についても、その時点での成績を調査しているが、法務大臣官房司法法制調査部の保護統計では保護観察期間満了者の成績のみを調査しているので、それとの比較のため、以下、本項においては、期間満了者の成績についてとりあげることとする。

2-3-6表は、期間満了で終了した者について、保護観察終了時の成績を見たものである。良好が45.0%であり、これに仮解除で終了した者を加えると、期間満了者の過半数は成功裡に終了している。

2-3-6表 期間満了者の保護観察終了時の成績

終了時の成績		人数	
総	数	189	(100.0)
良	好	85	(45.0)
普	通	63	(33.3)
不	良	1	(0.5)
評定除外(仮解除中)		19	(10.1)
評定除外(所在不明)		19	(10.1)
評定除外(身柄拘束中)		2	(1.1)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

期間満了で終了した者を、保護観察終了時の成績及び状態によって①良好群（仮解除中又は終了時の成績が良好のもの）、②普通群（終了時の成績が普通のもの）、③不良群（終了時の成績が不良又は所在不明、身柄拘束中のもの）の3つに分け、平成11年に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者全体と比較すると、調査対象者の方が良好群の比率がやや低く、普通群の比率がやや高くなっているが、 χ^2 検定の結果、統計的な有意差は認められない。

2-3-7表 期間満了者の保護観察終了時の成績及び状態
(調査対象者と執行猶予者全体との比較)

区分	総数	良好群 (良好又は仮解除中)	普通群 (普通)	不良群 (不良, 所在不明 又は身柄拘束中)
調査対象者	189 (100.0)	104 (55.0)	63 (33.3)	22 (11.6)
執行猶予者全体	3,158 (100.0)	1,909 (60.4)	828 (26.2)	421 (13.3)

注 1 法務総合研究所の調査及び法務大臣官房司法法制調査部の資料による。

2 ()内は、構成比である。

なお、仮解除で終了した者の調査対象者総数に占める比率は6.3%で、平成11年に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者全体に占める仮解除中の者の比率(11.0%)と比較すると低い。

(2) 再犯の状況

2-3-8表は、保護観察期間中の再犯のうち公判請求されたものの有無と、保護観察終了事由との関連を見たものである。

公判請求された再犯があった者は、総数の36.8%に当たる111人であり、このうち102人(91.9%)は、執行猶予取消しにより保護観察が終了している(残りの9人のうち8人は期間満了、1人は死亡。)

なお、今回の調査は法務大臣官房司法法制調査部の保護統計とは再犯の計上の方法が異なるため、保護観察付き執行猶予者全体と比較できる正確なデータはないが、平成11年に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者全体では、保護観察中の再犯による処分として、実刑、保護観察付き執行猶予又は単純執行猶予に処せられた者の比率は合わせて30.0%となっている。公判請求された者の比率は、これをやや上回る程度と考えられるが、その点を考慮しても、暴力組織関係者の公判請求の比率は、やや高いといえるのではないかと推測される。

2-3-8表 公判請求された再犯の有無別保護観察終了事由

終了事由	総数	公判請求された再犯の有無	
		あった	なかった
総数	302	111 (100.0)	191 (100.0)
取消し	108	102 (91.9)	6 (3.1)
再犯	96	96 (86.5)	-
余罪	4	1 (0.9)	3 (1.6)
遵守事項違反	8	5 (4.5)	3 (1.6)
期間満了	189	8 (7.2)	181 (94.8)
死亡	5	1 (0.9)	4 (2.1)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、公判請求された再犯の有無別の総数に対する比率である。

再犯により罰金等に処された者及び起訴猶予となった者の数並びに比率を見たものが2-3-9表である。

2-3-9表 再犯による罰金等の処分又は起訴猶予の有無

区分	件数
総数	302
あり	59 (19.5)
罰金(一般事件)	16 (5.3)
罰金(交通事件)	30 (9.9)
拘留・科料	4 (1.3)
起訴猶予	13 (4.3)
なし	243 (80.5)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、総数に対する比率である。

3 処分の内容は、重複計上による。

なお、公判請求された再犯、罰金等に処された再犯又は起訴猶予のいずれかがあった者は、総数の50.3%に当たる152人である。

再犯の罪名について見たものが2-3-10表である。

2-3-10表 調査対象者の罪名

① 公判請求されたもの

罪 名	件 数
総 数	111
住 居 侵 入	4 (3.6)
傷 害	19 (17.1)
暴 行	5 (4.5)
窃 盗	17 (15.3)
詐 欺	8 (7.2)
恐 喝	9 (8.1)
暴力行為等処罰法	5 (4.5)
その他の刑法犯	19 (17.1)
銃 刀 法	5 (4.5)
覚せい剤取締法	39 (35.1)
道 路 交 通 法	12 (10.8)
その他の特別法犯	9 (8.1)

② 罰金等の処分又は起訴猶予があったもの

罪 名	件 数
総 数	59
傷 害	8 (13.6)
業務上過失致死傷	6 (10.2)
その他の刑法犯	10 (16.9)
道 路 交 通 法	26 (44.1)
その他の特別法犯	12 (20.3)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、総数に対する比率である。

3 重複計上による。

再犯事件とその暴力組織との関連の有無及び再犯の時期について見たものが2-3-11表である。公判請求されたもの、罰金等に処されたもの(起訴猶予となった者を含む。以下同じ。)のいずれにおいても、再犯事件と暴力組織との関連があるものは少ない。再犯時期について見ると、公判請求されたものでは保護観察開始後6月以内のものが3分の1を占め、1年以内のものが半数以上となっており、罰金等に処されたものでもほぼ同様となっている。

2-3-11表 調査対象者の再犯の状況

区 分	公判請求されたもの	罰金等の処分又は 起訴猶予があったもの
総 数	111 (100.0)	59 (100.0)
① 再犯事件の暴力組織との関連		
関 連 が あ っ た	16 (14.4)	7 (11.9)
関 連 は な か っ た	56 (50.5)	45 (76.3)
不 明	39 (35.1)	7 (11.9)
② 再 犯 の 時 期		
6 月 以 内	37 (33.3)	17 (28.8)
1 年 以 内	28 (25.2)	12 (20.3)
1 年 6 月 以 内	9 (8.1)	7 (11.9)
2 年 以 内	12 (10.8)	7 (11.9)
3 年 以 内	15 (13.5)	12 (20.3)
3 年 を 超 え る	9 (8.1)	3 (5.1)
不 明	1 (0.9)	1 (1.7)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、構成比である。

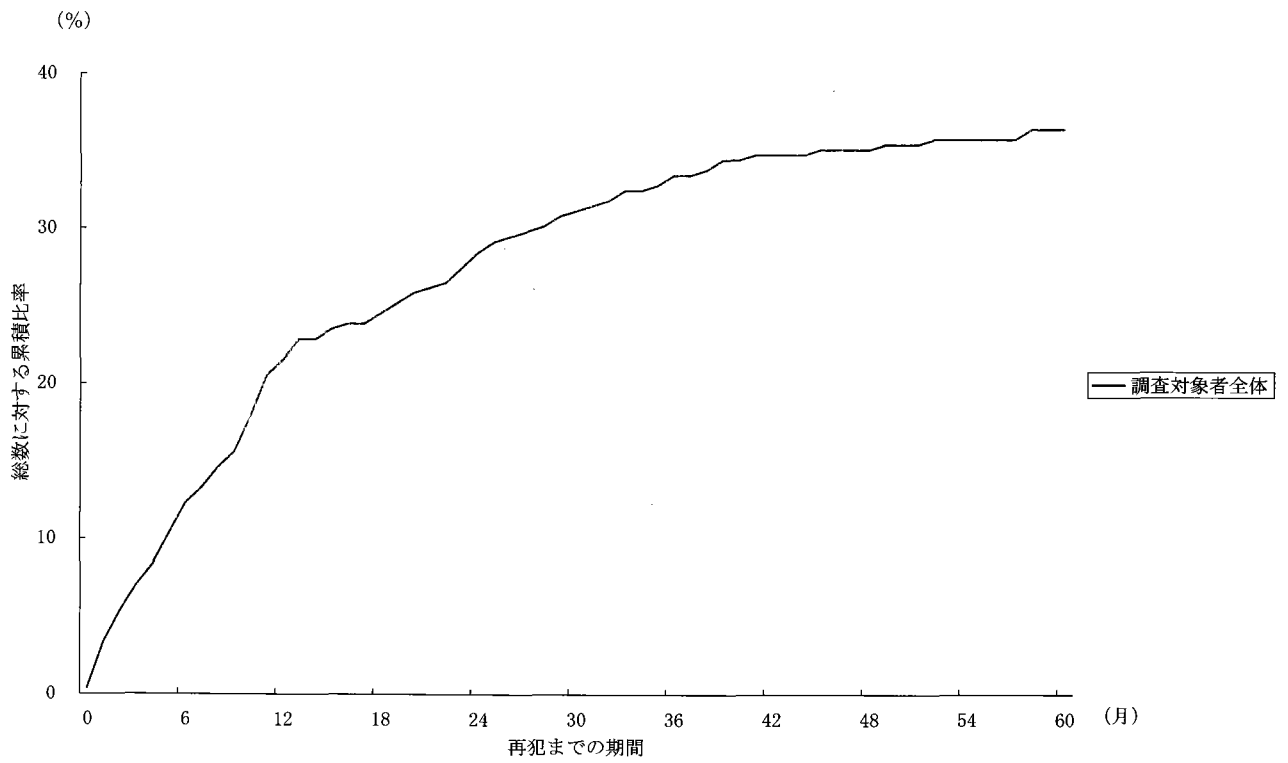
公判請求された再犯について、総数に対する再犯の比率を保護観察開始から再犯までの期間別に累積グラフにしたものが2-3-12図である。

公判請求された再犯のうち約半数は保護観察開始後10か月以内のものであり、また、約8割は24か月以内のものである。

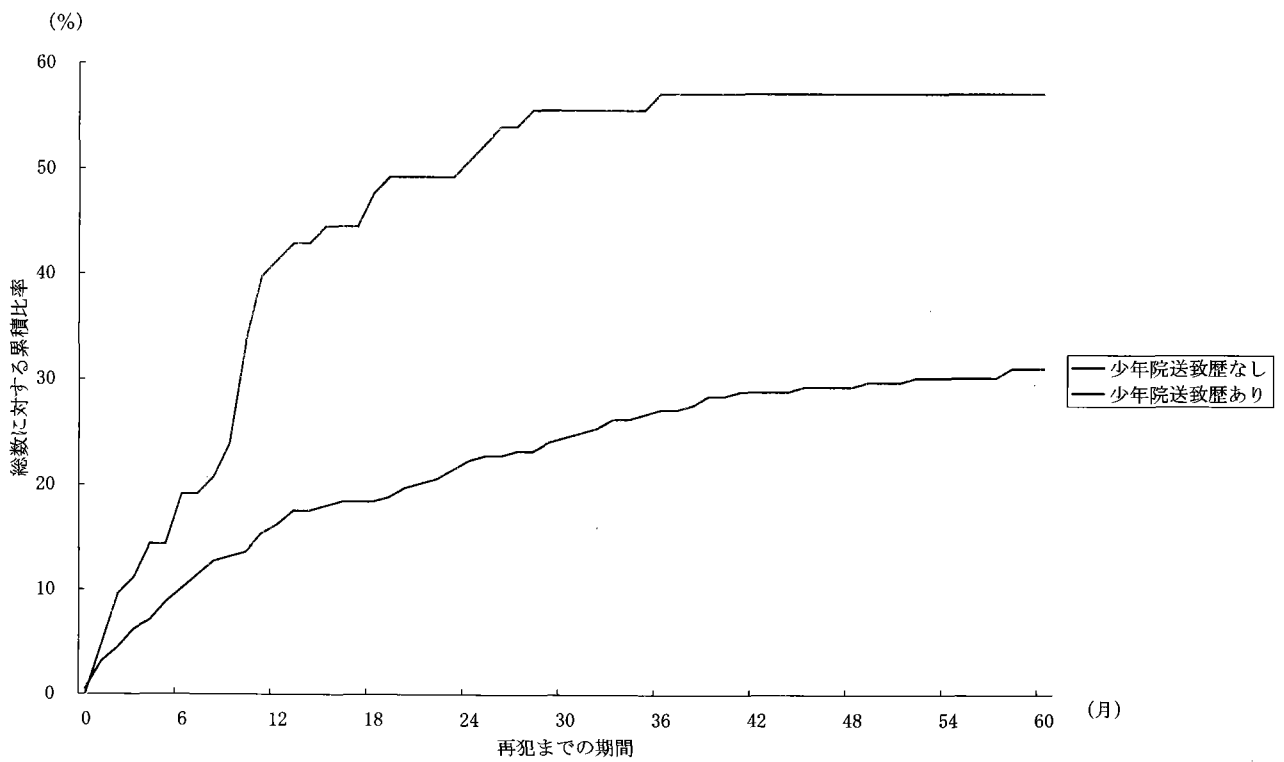
以下、関連項目別に見た場合の主なものについて要点を述べると、次のようになる。

- ① 少年院送致歴の有無別に見ると、少年院送致歴のある者は保護観察開始当初から公判請求された再犯の比率が高いが、特に保護観察開始後10か月前後の再犯が多く、最終的な累積比率にもかなりの差が生じている。
- ② 実刑歴の有無別に見ると、保護観察開始後24か月までは実刑歴のある者の方が公判請求された再犯の累積比率が低い、25か月以降は逆転し、実刑歴のある者の方が高くなっている。
- ③ 暴力組織内の地位又は暴力組織との関係別で見ると、公判請求された再犯の累積比率は、準構成員で高く、関係者で低くなっている。幹部、組員、元組員は、最終的な累積比率はほぼ同じだが、幹部では、保護観察開始後6か月以内の短期間に再犯する者と、24か月前後に再犯する者とに二極化する傾向が見られる。
- ④ 離脱・絶縁意思に関する保護観察官の判断別に見ると、公判請求された再犯の累積比率は、離脱・絶縁意思が認められた者では低く、認められなかった者では高くなっている。
- ⑤ 分類処遇制度による当初の分類別に見ると、A分類の者の方が、公判請求された再犯の累積比率が高い。

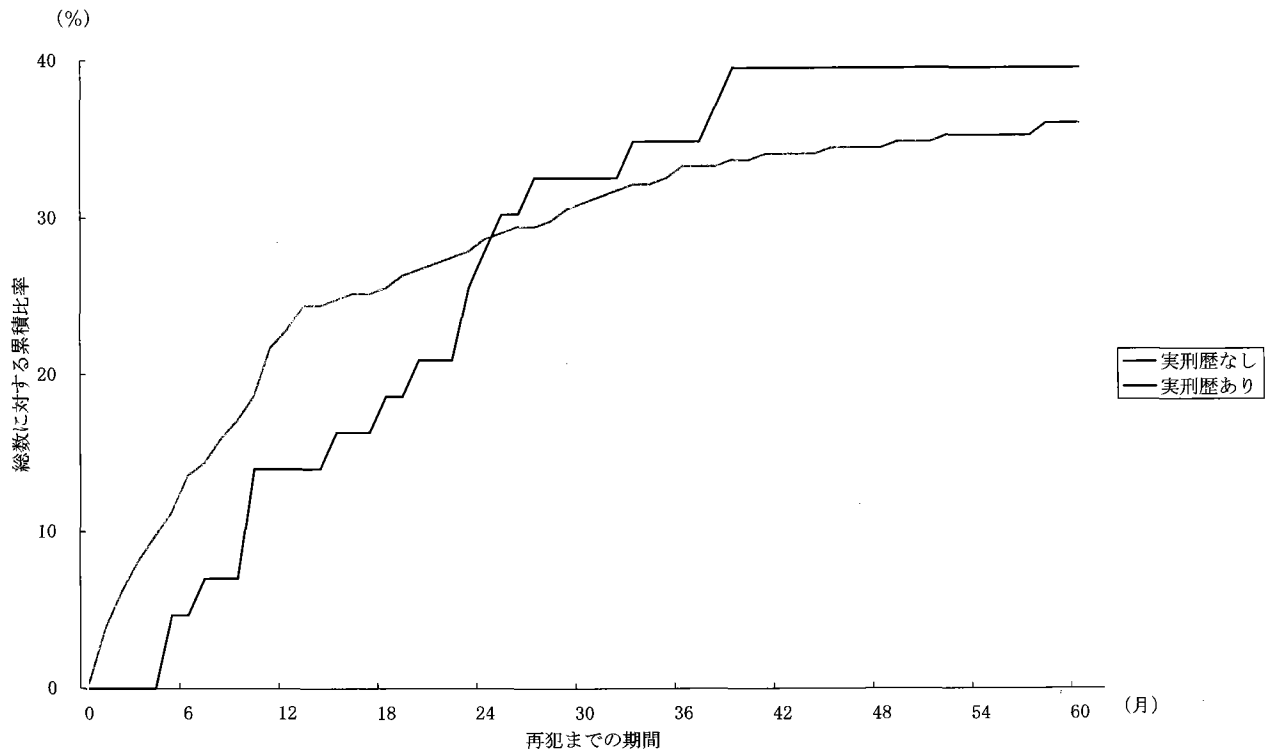
2-3-12図 累積再犯曲線（公判請求されたもの）



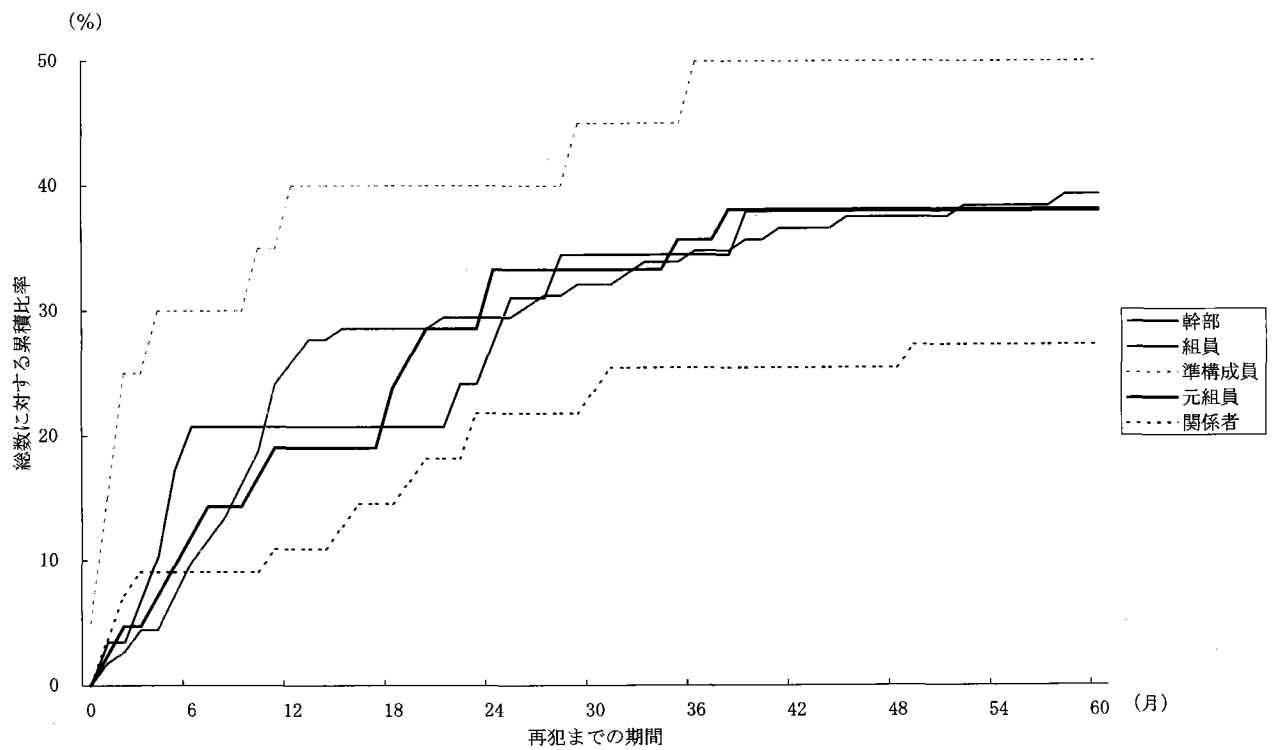
少年院送致歴の有無別



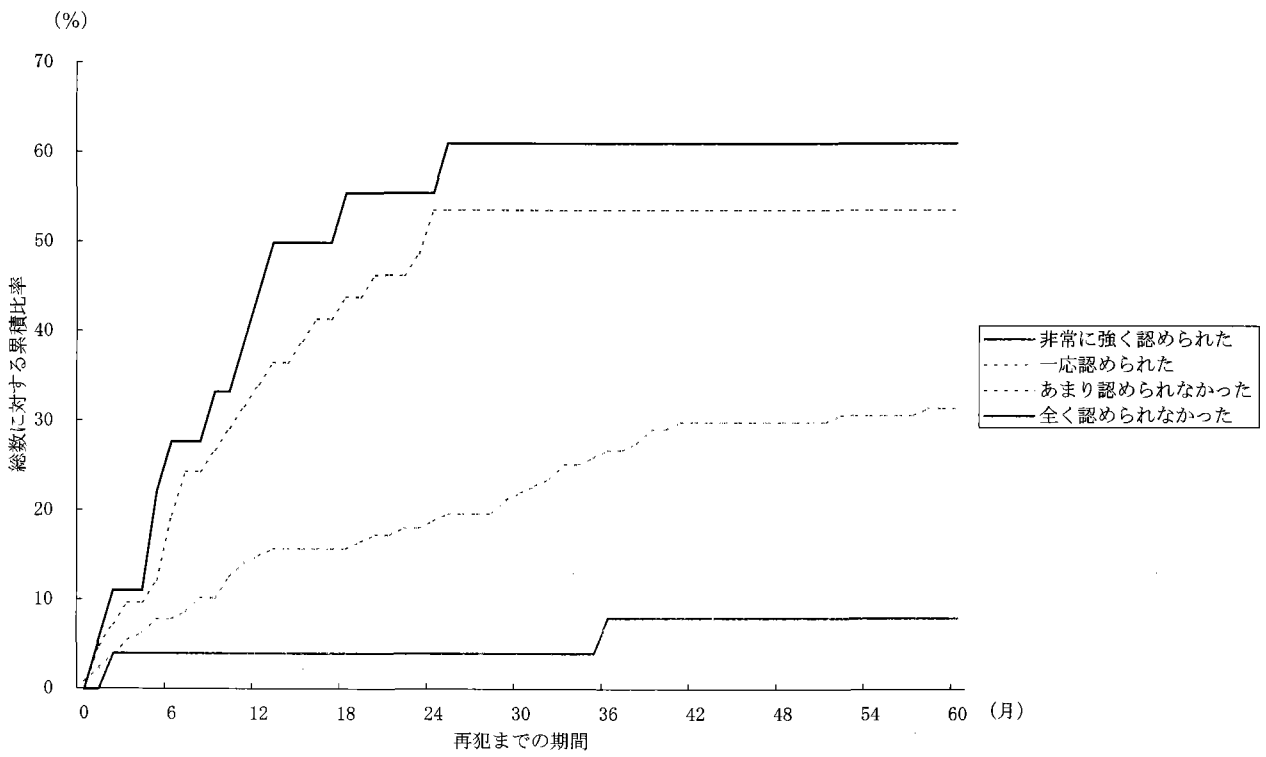
実刑歴の有無別



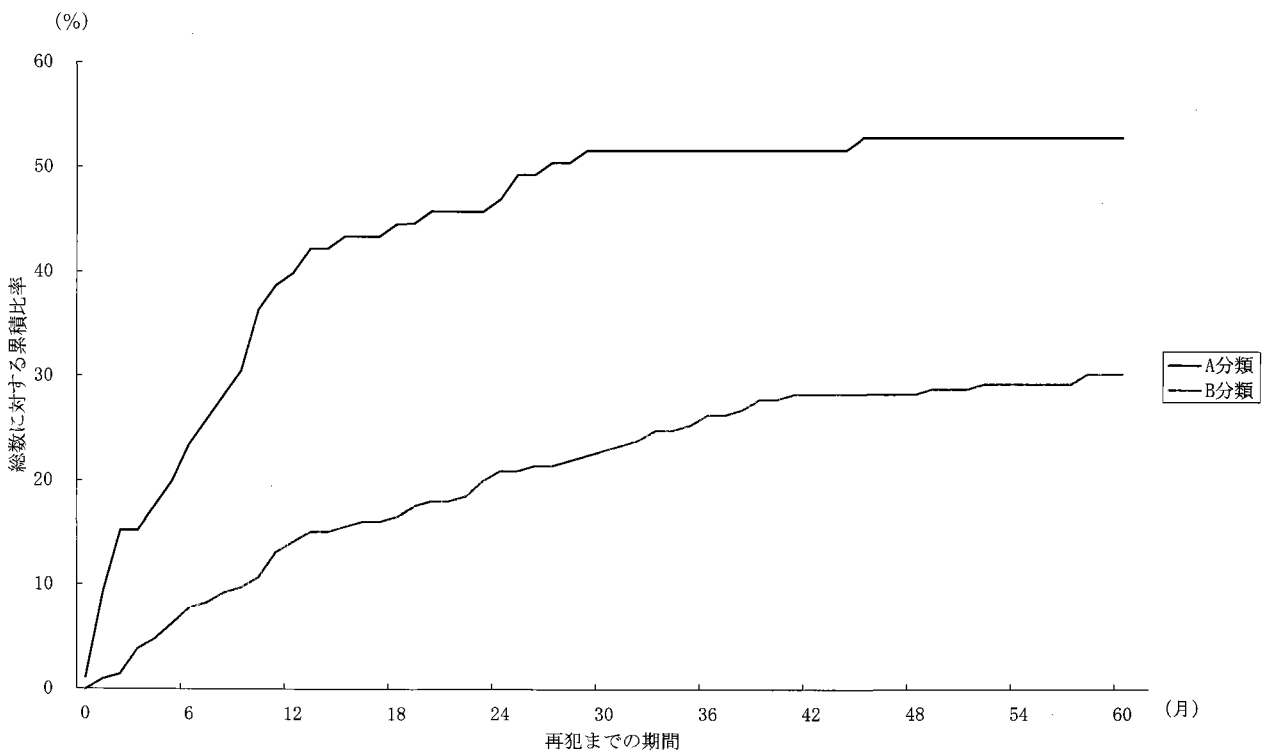
組織内の地位・関係別



離脱・絶縁意思に関する保護観察官の判断別



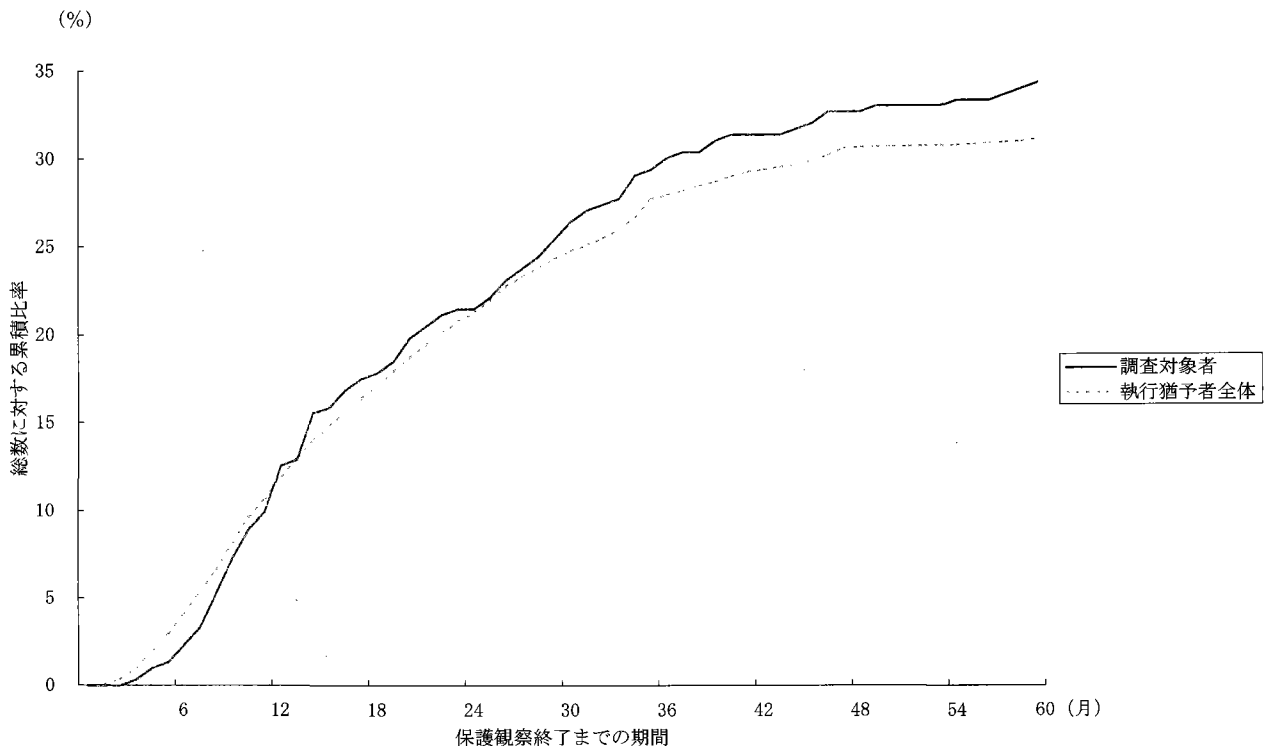
当初の分類別



法務大臣官房司法法制調査部の保護統計では、保護観察中の犯罪・非行による処分があった場合、その処分までの期間については調査しているが、再犯の事実があった時期については調査していないため、調査対象者の再犯の時期と保護観察付き執行猶予者全体の再犯の時期とを比較できる正確なデータはない。しかし、保護観察終了までの期間については、今回の調査でも、また、保護統計でも把握することができるので、再犯又は遵守事項違反による執行猶予取消して終了した者の総数に対する比率を保護観察終了までの期間別に累積グラフにしたものが2-3-13図である。

これによると、再犯又は遵守事項違反による執行猶予取消して終了した者の総数に対する累積比率は、保護観察開始後14か月までは調査対象者の方が低いが、15か月以降は逆転し、調査対象者の方が高くなっている。ただし、前述したように、再犯又は遵守事項違反による執行猶予取消しの比率については、 χ^2 検定の結果、調査対象者と執行猶予者全体との間に統計的な有意差は認められない。また、再犯又は遵守事項違反の事実があった時期と、執行猶予取消しによって保護観察が終了した時期との間には、タイムラグがあるので、このグラフが再犯又は遵守事項違反の時期を示しているわけではないことにも注意する必要がある。

2-3-13図 累積取消し曲線（再犯又は遵守事項違反によるもの）



再犯により罰金等に処されたものについて、保護観察所の措置の状況を見たものが2-3-14表である。9割近くは何らかの措置がとられており、その内容としては、出頭指示等による面接指導、質問調査及び指導等の比率が高い。

2-3-14表 罰金等の処分又は起訴猶予があったものに対する
保護観察所の措置

区 分	件 数
総 数	59
措 置 を と っ た	53 (89.8)
出頭指示等により、本人に対して面接指導をした	22 (37.3)
質 問 調 査 及 び 指 導 を し た	25 (42.4)
関 係 人 調 査 を し た	3 (5.1)
警察署・検察庁等、関係機関と協議した	15 (25.4)
刑 執 行 猶 予 取 消 申 出 を 行 っ た	1 (1.7)
そ の 他	6 (10.2)
特 に 措 置 は と ら な か っ た	6 (10.2)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、再犯により罰金、拘留、科料の処分又は起訴猶予があった者に対する比率である。

3 措置の内容は、重複計上による。

4 成り行きと関連のある要因の分析

ここでは、暴力組織関係者の保護観察の成り行きと関連があると思われる要因について分析したい。まず、これまで述べてきた個々の項目について成り行きとの関連を分析し、次に、その結果を基に、多変量解析（ロジスティック回帰分析）を行い、特に強い関連を有する項目の特定と、関連の程度等を探ることとする。

(1) 成り行きと各項目との関連

まず、本人の属性、本件の内容や処分状況、犯罪・非行歴、暴力組織との関係、保護観察の状況等と、成り行きの関連を見たものが2-4-1表である。

成り行きについては、

I. 保護観察の終了事由（期間満了／取消し）

II. 保護観察終了時の成績及び状態

良好群（期間満了者のうち仮解除中又は成績が良好のもの）

普通群（期間満了者のうち成績が普通のもの）

不良群（期間満了者のうち成績が不良、身柄拘束中若しくは所在不明のもの又は執行猶予取消しのもの）

III. 再犯の有無

基準① 公判請求なし／あり

基準② 再犯なし／公判請求はないが罰金等はある／公判請求あり

基準③ 再犯なし／何らかの再犯あり

の三つの基準で分析している。

2-4-1表 成り行きとの間に有意な関連が認められた変数一覧

調査 票No	独立変数		従属変数												
	変数名	カテゴリー	終了事由		終了時の成績			公判請求の有無		公判請求又は罰金等の有無			何らかの再犯の有無		
			期間満了	取消し	良好群	普通群	不良群	なし	あり	何もしない	罰金等	公判請求	なし	あり	
I 4	年齢層	29歳以下	†	†					*	*					
		30歳以上	†	†					*	*					
II 1 (1)	犯罪・非行処分歴： 保護観察処分	なし	**	**	**		**	**	**	**	**	**	**	**	**
		あり	**	**	**		**	**	**	**	**	**	**	**	**
(2)	少年院送致	なし	**	**	**		**	**	**	**	**	**	**	**	**
		あり	**	**	**		**	**	**	**	**	**	**	**	**
(4)	罰金（交通）	なし									*	*		*	*
		あり									*	*		*	*
(6)	単純執行猶予	なし			†			†							
		あり			†			†							
(7)	保護観察付き 執行猶予	なし						†	†						
		あり						†	†						
II 2	薬物使用歴	なし	**	**	**		**	**	**	*		*	*	*	*
		あり	**	**	**		**	**	**	*		*	*	*	*
II 3	暴走族加入歴	なし	*	*	*		*	**	**	**		**	**	**	**
		あり	*	*	*		*	**	**	**		**	**	**	**
II 4 (2)	引受人の同居の有無	同居	*	*				*	*					†	†
		別居	*	*				*	*					†	†
II 5	教育程度	中学中退・卒業	**	**	**		**	**	**	**	**	**	**	**	**
		高校中退													
		高校卒業以上	**	**	**		**	**	**	**	**	**	**	**	**
II 6	当初の分類	B分類	**	**	**		**	**	**	**	**	**	**	*	*
		A分類	**	**	**		**	**	**	**	**	**	**	*	*
III 5 (1)	加入（交際）歴等 加入（交際）年次	平成3年以前	**	**	**		**	**	**	**	**	**	**	*	*
		平成4年以降	**	**	**		**	**	**	**	**	**	**	*	*
			**	**	**		**	**	**	**	**	**	**	*	*
(2)	加入（交際）年齢	19歳以下	*	*	†		†	*	*		*	*			
		20～29歳	*	*	†						*	*			
		30歳以上													
III 6	加入（交際）の主な きっかけ	自発的	**	**		**	**	**	**	**	**	**	**	**	**
		誘われて	**	**		**	**	**	**	**	**	**	**	**	**
III 9 (2)	離脱・絶縁意思に関 する保護観察官の判 断	認められた	**	**	**		**	**	**	**	**	**	**	**	**
		どちらとも 言えな い	**	**	**		**	**	**	**	**	**	**	**	**
		認められ な か つ た	**	**	**		**	**	**	**	**	**	**	**	**
III 10 (1)	本件 共犯者の有無	なし	*	*	*		*	*	*		*	*			
		あり	*	*	*		*	*	*		*	*			
(2)	本件と暴力組織 との関連	関連なし	**	**			*	**	**		*	*			
		関連あり	**	**			*	**	**		*	*			

IV 3 (1)	接触等に関する問題 接触困難な状況	なし	** ** *	** ** *	** ** *	** ** *	** ** *	**		
		当初から時々		** ** *	** ** *	** ** *	** ** *	**	**	** ** *
		当初から常時	** ** *	**	**	** ** *	** ** *	**	**	** ** *
		途中から時々	** ** *	**	** ** *		**		**	** ** *
		途中から常時		**	**					
(2)	生活実態把握が 困難な状況	なし	** ** *	** ** *	** ** *	** ** *	**	**	** ** *	
		当初から時々		**	**				**	** ** *
		当初から常時	** ** *	**	**	** ** *	**	**	** ** *	
		途中から時々		** ** *	**					
		途中から常時		**	**					
IV 4	所在不明状態の有無	なし	** ** *	**	**	**	†	†	†	†
		あり	** ** *	**	**	**	†	†	†	†
IV 6 (2)	配偶者関係 (終了時)	なし・内縁関係	** ** *	**	**	** ** *	**	**	** ** *	
		あり	** ** *	**	**	** ** *	**	**	** ** *	
(4)	職業 (開始時)	無職	*	*	*	*				
		有職	*	*	*	*				
	職業 (終了時)	無職	** ** *	**	**	** ** *	** ** *	** ** *	** ** *	
		有職	** ** *	**	**	** ** *	** ** *	** ** *	** ** *	
(1)	問題点: ②就労先又は生計の 手段に問題がある	非該当		** ** *						
		該当		** ** *						
(2)	④住居が不安定である	非該当		*	*					
		該当		*	*					
(3)	①言動に表裏性がある	非該当	†	†	*	*	†	†	†	** ** *
		該当	†	†	*	*	†	†	†	** ** *
(4)	⑤薬物の乱用がみられる	非該当			†	** ** *		** ** *		
		該当			†	** ** *		** ** *		
(5)	②家族から見放されている	非該当	** ** *	**	**	†	†		** ** *	
		該当	** ** *	**	**	†	†		** ** *	
(6)	①犯罪・非行を反復している	非該当	** ** *	**	**	** ** *	**	**	** ** *	
		該当	** ** *	**	**	** ** *	**	**	** ** *	
(6)	②前回の保護観察成績が不良である	非該当	** ** *	*	*	** ** *		*		
		該当	** ** *	*	*	** ** *		*		

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 記号は、有意差検定の結果、** : $p < .01$, * : $p < .05$, † : $p < .10$ を指し、 : 有意に多い箇所、 : 有意に少ない箇所を示す。

3 各項目のカテゴリーは以下による。

①「II 4 引受人の同居の有無」：非該当（引受人がいない場合、又は更生保護施設）を除く。

②「III 6 加入（交際）の主なきっかけ」：「自ら進んで」と回答したものを「自発的」とし、その他の「先輩・友人等に誘われて」「仕事関係を通じて」などをまとめて、「誘われて」とした。

③「III 9 離脱・絶縁意思に関する保護観察官の判断」：「非常に強く認められた」「一応認められた」をまとめて「認められた」とし、「全く認められなかった」「あまり認められなかった」をまとめて「認められなかった」とした。

④「IV 6 (4) 職業」：「定収入のある者」及び「家事従事者」を除く。

4 不明を除く。

以下、各項目との関連について要点を述べると、次のようになる。

- ① 年齢層との関連については、29歳以下と30歳以上とで分けると、29歳以下で公判請求ありの者の比率が高く、30歳以上で公判請求なしの者の比率が高い。終了事由との間では、30歳以上では期間満了が多い傾向がある。
- ② 犯罪・非行処分歴の有無との関連について見ると、保護観察処分歴、少年院送致歴のある者は、分析に用いたすべての基準に照らして成り行きが悪い者の比率が高い。刑事処分歴の有無の間では、交通罰金歴のない者は罰金等に処された再犯のある者の比率が高いが、これは、交通罰金歴のない者は年齢の若い者が多い（交通罰金歴のある者では、29歳以下が35.8%であるのに対して、交通罰金歴のない者では66.2%）こととも関連があると考えられる。
- ③ 薬物使用歴、暴走族加入歴のある者は、いずれも、分析に用いたすべての基準に照らして成り行きが悪い者の比率が高い。
- ④ 教育程度との関連については、中学卒業以下の者では、分析に用いたすべての基準に照らして成り行きが悪い者の比率が高く、高校卒業以上の者では成り行きがよい者の比率が高い。これは、学歴が低いと職業選択等に関して不利になり、他の生活を選択できる余地が乏しくなるためとも考えられる。
- ⑤ 加入（交際）歴等との関連については、加入（交際）年次は遅い者、加入（交際）年齢は若いの方が、成り行きが悪い者の比率が高い。平成4年3月には暴力団対策法が施行されているが、加入（交際）年次が平成4年以降である者の多くは、暴力団対策法の施行にもかかわらず加入（交際）していることになり、それだけ暴力組織との関係が強い者であることが推測される。
- ⑥ 加入（交際）の主なきっかけが「自ら進んで」である者は、成り行きが悪い者の比率が高い。
- ⑦ 調査対象事件については、共犯者がいないものよりも、あるもの、また、本件と暴力組織との関連がないものよりも、あるものの方が、成り行きがよい者の比率が高い。これは、共犯者がいないもの及び本件と暴力組織との関連がないものの中には、再犯率の高い覚せい剤取締法違反等の薬物事犯が多く含まれていることにもよると思われる。また、本件と暴力組織との関連がない者では、加入（交際）の主なきっかけが「自ら進んで」である者が多く、自発的に加入（交際）して暴力組織と無関係な犯罪をする者がいることを示している。
- ⑧ 保護観察開始時に引受人と別居している者は、同居している者よりも、公判請求された再犯がある者の比率が高く、また、取消して終了する者の比率が高い。また、保護観察開始当初又は保護観察の過程で発生した問題点のうち、「家族から見放されている」及び「同居家族の監督能力が低い、保護観察に無関心又は拒否的である」に該当する者は、成り行きが悪い者の比率が高い。保護観察終了時に配偶者がいる者は、成り行きがよい者の比率が高い。これらのことから、暴力組織関係者であっても、その立ち直りには引受人や家族が重要な意味を持っていることがうかがえる。
- ⑨ 職業については、保護観察開始時、終了時とも、有職者の方が成り行きがよい者の比率が高い。
- ⑩ 接触困難又は生活実態把握が困難な状況が、「当初から一貫して、常時」見られたものは、公判請求された再犯がある者の比率が高く、また、取消して終了する者の比率が高い。また、所在不明状態になったことがある者は、ない者よりも、公判請求された再犯がある者の比率が高く、取消して終了する者の比率が高い。
- ⑪ 分類処遇制度に基づく当初の分類がA分類であるものは、B分類のものよりも成り行きが悪い者の比率が高く、当初の予測が妥当なものであったことをうかがわせる。離脱・絶縁意思に関する保護観察官の判断については、離脱・絶縁意思が認められた者の方が成り行きがよい者の比率が高い。

(2) ロジスティック回帰分析の結果

これまで、調査対象者の保護観察の成り行きに関連する要因について、要因ごとに分析してきたが、調査対象者の成り行きは、一つの要因によって決定付けられるものではなく、幾つかの要因が重なりあって決定付けられるものであると考えられる。

そこで、ロジスティック回帰分析のステップワイズ法(変数増加法)という手法⁷を用いて、予測式(回帰式)に投入した説明変数の中から、調査対象者の成り行き(保護観察の終了事由及び公判請求の有無)を最も効果的に説明できる変数のモデルを構築し、成り行きを決定付ける要因を探ることとした。

回帰式に投入する際に選択した変数は、原則として、(1)の分析において統計的に有意な関連が認められたものを選択した。

ア 成り行きの基準別のロジスティック回帰式

(ア) 保護観察の終了事由

保護観察の終了事由においては、これまでの分析結果から統計的に有意な関連が認められた、①犯罪・非行処分歴に関する2項目、②薬物使用歴、③暴走族加入歴、④引受人の同居の有無、⑤教育程度、⑥暴力組織加入(交際)年次、⑦暴力組織加入(交際)年齢、⑧暴力組織加入(交際)の主なきっかけ、⑨本件共犯者の有無、⑩本件と暴力組織との関連、⑪接触困難な状況、⑫生活実態把握が困難な状況、⑬所在不明状態の有無、⑭配偶者関係、⑮職業に関する2項目、⑯問題点に関する5項目の22変数を回帰式に投入した。

2-4-2表は、採用された説明変数と、その係数、有意確率(P値)及びオッズ比を示したものである。モデルを構築するために採用された変数は、予測式(回帰式)に投入された順に、①職業、②教育程度、③配偶者関係、④暴力組織加入(交際)の主なきっかけ、⑤問題点:本人と暴力組織との関係が強い、⑥問題点:犯罪・非行を反復している、⑦接触困難な状況、及び⑧本件と暴力組織との関連の8変数である。

7 ロジスティック回帰分析とは、多変量解析の一手法である。回帰分析とは、ある一つの変数と別の変数との関係式を利用して、結果を予測すること、又は、ある結果に至った原因を探求し因果関係を解明するといった、要因解析を行うこと、の二つの場合に利用される統計的手法である。一般に、原因に使用される変数を「独立変数(又は説明変数)」といい、結果に使用される変数を「従属変数(又は目的変数)」という。このロジスティック回帰分析は、実務的により汎用性が広いため、コンピュータの進歩に伴い使用されることが多くなり、欧米の研究ではその頻度が高くなっている。たとえば、ある少年が①将来犯罪を犯すかどうか(従属変数)を予測すること、②目的変数を予測及び説明するために最も効果的な、少年に関する要因(独立変数)を見つけ出し、予測のための理論的モデルを構築するために使用される。

本分析では、ロジスティック回帰分析の中で、ステップワイズ法という手法を用いた。これは、まず最も有効な独立変数の一つを投入し、そして残った変数の中で最も有効な独立変数をさらに一つ投入していき、最終的には「これ以上投入しても、あまり有効なモデルが構築できない」ところまで投入を続ける手法である。

ここで、本文及び表で使用した用語を説明する。実際には、高度な数学的知見に基づいているため、ここではごく簡単な記述にとどめておきたい。

「予測式(回帰式)及び係数」とは、ある従属変数を説明するための方程式を言う。たとえば、独立変数(X)として、 X_1 、 X_2 、 X_3 が採用された場合の予測式(回帰式)は、 $\text{係数}_1 \times X_1 + \text{係数}_2 \times X_2 + \text{係数}_3 \times X_3 + \text{定数項}$ となる。

「有意確率(P値)」とは、有意差が偶然に出現する確率をいう。本分析では、おおむね10%以下の有意水準を基準として、独立変数を選択している。

「オッズ比」とは、見込み比とも言われ、その変数が一単位変化することで、従属変数が変化する(たとえば、「保護観察の終了事由」が「取消し」から「期間満了」に変化すること)確率をさす。0から∞の間を動き、オッズ比が1のとき、取り上げた従属変数と独立変数との間に関連はないと判断される。

以上については、石井貞夫、デスモンド・アレン「すぐわかる統計用語」、東京図書、1997に詳しい。

2-4-2表 ロジスティック回帰式（保護観察の終了事由）

ステップ	独立変数	係数	P値	オッズ比
	変数名（変数の概要）			
1	職業（無職 / 有職）	2.882	0.000	17.855
2	教育程度（中学中退・卒業 / 高校中退 / 高校卒業以上）		0.042	
	：① 中学中退・卒業 / 高校中退，高校卒業以上	2.818	0.028	16.741
	：② 高校中退 / 高校卒業以上	3.272	0.012	26.354
3	配偶者関係（なし・内縁関係 / あり）	2.473	0.004	11.861
4	暴力組織加入（交際）の主なきっかけ（自発的 / 誘われて）	1.380	0.095	3.974
5	問題点：本人と暴力組織との関係が強い（非該当 / 該当）	-1.544	0.036	0.214
6	問題点：犯罪・非行を反復している（非該当 / 該当）	-2.162	0.035	0.115
7	接触困難な状況（当初から全くなし / 途中ややあり / 大いにあり）		0.080	
	：① 当初から全くなし / 途中ややあり，大いにあり	0.082	0.913	1.085
	：② 途中ややあり / 大いにあり	-2.843	0.036	0.058
8	本件と暴力組織との関連（関連なし / 関連あり）	1.334	0.055	3.798
	【定数項】	-4.166		

注 法務総合研究所の調査による。

つまり、①有職で、②高校卒業以上で、③配偶者があり、④暴力組織には誘われて加入（交際）して、⑤本人と暴力組織との関係が強くない、⑥犯罪・非行を反復していなく、⑦接触困難な状況が、当初から全くない又は途中ややある程度で、⑧本件は暴力組織と関連があるものであった場合には、期間満了になる可能性が高い。逆に、①無職で、②高校中退以下で、③配偶者がいない又は内縁関係で、④暴力組織には自発的に加入（交際）して、⑤本人と暴力組織との関係が強く、⑥犯罪・非行を反復しており、⑦接触困難な状況が大いにあり、⑧本件は暴力組織と関連がないものであった場合には、取消しになる可能性が高いことを意味する。

なお、本回帰式に、調査対象者を当てはめてみると、「期間満了」の92.6%、「取消し」の82.9%、合計で89.3%を説明でき、終了事由の予測精度が高いモデルであるといえる。

(イ) 公判請求の有無

公判請求の有無においては、これまでの分析結果から統計的に有意な関連が認められた、①年齢層、②犯罪・非行処分歴に関する2項目、③薬物使用歴、④暴走族加入歴、⑤引受人の同居の有無、⑥教育程度、⑦暴力組織加入（交際）年次、⑧暴力組織加入（交際）年齢、⑨暴力組織加入（交際）の主なきっかけ、⑩本件共犯者の有無、⑪本件と暴力組織との関連、⑫接触困難な状況、⑬生活実態把握が困難な状況、⑭所在不明状態の有無、⑮配偶者関係、⑯職業、⑰問題点に関する5項目の22変数を回帰式に投入した。

2-4-3表は、採用された説明変数と、その係数、有意確率(P値)及びオッズ比を示したものである。モデルを構築するために採用された変数は、予測式（回帰式）に投入された順に、①職業、②暴走族加入歴、③接触困難な状況、④問題点：本人と暴力組織との関係が強い、⑤暴力組織加入（交際）年次、⑥問題点：同居家族の監督能力が低い、保護観察に無関心又は拒否的である、⑦引受人の同居の有無、及び⑧暴力組織加入（交際）の主なきっかけの8変数である。

つまり、①有職で、②暴走族加入歴がなく、③接触困難な状況が、当初から全くない又は途中ややあ

る程度で、④本人と暴力組織との関係が強くなり、⑤暴力組織に加入（交際）したのは平成3年以前で、⑥同居家族の監督能力が低くなく、保護観察に無関心又は拒否的ではなく、⑦引受人が同居しており、⑧暴力組織には誘われて加入（交際）している場合には、公判請求に至る再犯がない可能性が高い。逆に、①無職で、②暴走族加入歴があり、③接触困難な状況が大いにあり、④本人と暴力組織との関係が強く、⑤暴力組織に加入（交際）したのは平成4年以降で、⑥同居家族の監督能力が低く、保護観察に無関心又は拒否的で、⑦引受人とは別居で、⑧暴力組織には自発的に加入（交際）している場合には、公判請求に至る再犯がある可能性が高いことを意味する。

なお、今回帰式に、調査対象者を当てはめてみると、「公判請求なし」の90.0%、「公判請求あり」の82.1%、合計で87.2%を説明でき、公判請求の有無の予測精度が高いモデルであるといえる。

2-4-3表 ロジスティック回帰式（公判請求の有無）

ステップ	独立変数	係数	P値	オッズ比
	変数名（変数の概要）			
1	職業（無職 / 有職）	2.878	0.001	17.772
2	暴走族加入歴（なし / あり）	-2.135	0.021	0.118
3	接触困難な状況（当初から全くなし / 途中ややあり / 大いにあり） ：① 当初から全くなし / 途中ややあり，大いにあり ：② 途中ややあり / 大いにあり	-0.061	0.939	0.941
		-3.421	0.039	0.033
4	問題点：本人と暴力組織との関係が強い（非該当 / 該当）	-2.076	0.007	0.125
5	暴力組織加入（交際）年次（平成3年以前 / 平成4年以降）	-2.019	0.005	0.133
6	問題点：同居家族の監督能力が低い，保護観察に無関心又は拒否的である（非該当 / 該当）	-2.589	0.005	0.075
7	引受人の同居の有無（同居 / 別居）	-1.565	0.032	0.209
8	暴力組織加入・交際の主なきっかけ（自発的 / 誘われて）	1.300	0.100	3.669
	【定数項】	5.064		

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「配偶者関係」の変数は、一旦は投入されたが、「問題点：同居家族の監督能力が低い，保護観察に無関心又は拒否的である」の変数が投入された後、除外されている。

イ 成り行きに関連する要因に関する若干の考察

ロジスティック回帰分析の結果、保護観察の終了事由、公判請求の有無のいずれにおいても、成り行きのよい場合（期間満了又は公判請求なし）の約9割、成り行きの悪い場合（取消し又は公判請求あり）の約8割を説明できる、予測精度の高いモデルを構築することができた。採用された変数は、保護観察の終了事由と公判請求の有無とで一部異なっているが、いずれも、職業の有無が最も重要な要因であった。また、暴力組織加入（交際）の主なきっかけが自発的であること、問題点「本人と暴力組織との関係が強い」に該当すること、接触困難な状況が大いにあることは、保護観察の終了事由と公判請求の有無とに共通する決定要因であった。

採用された変数の中には、保護観察開始時にすでに決定していて過去にさかのぼって変更できないもの（例えば、暴走族加入歴、暴力組織加入（交際）年次、暴力組織加入（交際）の主なきっかけなど）もあるが、そうでないものもある。特に、最も重要な要因である職業の有無については、保護観察開始

時に無職であっても、その後の指導や本人の努力によって就職する可能性は大いにあり（2-2-10図問題点の改善状況別構成比を参照）、保護観察開始時の条件だけで成り行きが決まってしまうというわけではない。

いくら予測精度の高いモデルであるといっても、それですべての再犯等を予測できるわけではなく、よい条件がそろっていても予測に反して再犯してしまう者もあれば、反対に、悪い条件にあっても更生していく者もある。予測がはずれるのは、偶然による場合もあろうが、それが処遇者の働きかけによるものであることも、考えられないことではない。予測からはずれて再犯した者、更生した者については、今後、事例研究等によって、処遇内容を検討していくことが望まれる。

第3 まとめ

調査結果の概要を、調査対象者の属性、保護観察実施上の問題点及び保護観察処遇の成り行きを中心にまとめる。

1 調査対象者の属性等

- ① 年齢は、24歳以下が4割近くを占め、20歳代後半、30歳代、40歳代以上がそれぞれ約2割である。平均年齢を、保護観察付き執行猶予者全体と比較すると、調査対象者の平均年齢（30.9歳）は、保護観察付き執行猶予者全体（33.5歳）より2歳以上若い。
- ② 教育程度は、中学卒業以下が46.4%で最も多く、次いで、高校中退、高校卒業以上の順になっており、調査対象者は、保護観察付き執行猶予者全体よりも教育程度が低い。
- ③ 保護観察開始時の職業を見ると、無職者が31.6%であり、職業に就いている者のうちでは、技能工・採掘・製造・建設作業員及び労務作業員が3割以上を占めている。保護観察終了時には、無職者の比率は、総数の24.2%に低下している。
- ④ 調査対象者の罪名は、覚せい剤取締法違反が最も多く、全体の4割近くとなっており、以下、傷害（20.9%）、恐喝（15.2%）、窃盗（11.3%）等となっている。
- ⑤ 初度の執行猶予の言渡しに伴い裁量的に保護観察に付された者が調査対象者の92.4%を占め、保護観察付き執行猶予者全体（87.8%）よりも比率が高い。
- ⑥ 薬物使用歴については、調査対象者の6割近くの者が何らかの薬物使用歴を有しており、保護観察付き執行猶予者全体（30.9%）と比較すると、薬物使用歴のある者がかなり高率となっている。特に、調査対象者は、保護観察付き執行猶予者に比べて、覚せい剤及びシンナーの使用歴を有する者が多い。
- ⑦ 暴力組織内の地位又は暴力組織との関係については、幹部が1割、組員が4割弱等となっている。年齢層では、幹部は40歳以上に多く、組員は20歳代前半に多い。暴力組織に加入し、又は暴力組織加入者と交際していた期間が10年以上の者では、幹部が3分の1を占めている。

2 保護観察の実施状況

- ① 遵守事項を守るための指示事項の内容を見ると、最も多い事項は、往来訪の確保・生活実態の把握に関する指示事項であり、暴力団関係者との交際等の禁止関係を内容とする指示事項及び就労関係の指示事項が、調査対象者の半数以上に付けられている。
- ② 調査対象者が暴力組織からの離脱や絶縁の意思を有することを示す何らかの資料が認められたのは、43.0%である。
- ③ 保護観察開始当初又は保護観察の過程で発生した問題点について見ると、「就労状況が不安定（頻回転職、無職）である」及び、「本人と暴力組織関係が強い」には、それぞれ6割以上が該当している。また、「規範意識、遵法精神が欠如している」及び「薬物の乱用が見られる」には、それぞれ総数の3分の1以上が該当している。
- ④ 問題点の改善の有無について見ると、改善したとするものの比率が高いものは、「薬物の乱用が見られる」（54.7%）、「就労先又は生計の手段に問題がある」（44.0%）などである。一方、改善しなかったとするものの比率が高いのは、「言動に表裏性がある」（75.8%）、「価値観が偏っている」（53.8%）などである。

3 成り行き

- ① 保護観察終了事由は、期間満了が62.6%、執行猶予の取消しが35.8%(再犯31.8%、余罪1.3%、遵守事項違反2.6%)となっており、平成11年に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者全体と比べると、期間満了者の比率がやや低く、取消しがやや高くなっている。
- ② 保護観察期間中の成績の推移は、保護観察成績が一貫して「良好状態で推移した」者が23.0%、「保護観察の経過に伴い成績が向上した」者が10.0%であり、両者を合わせると、調査対象者総数の約3分の1を占める。一方、「不良状態で推移した」者は5.3%、「保護観察の経過に伴い成績が低下した」者が14.3%で、両者を合わせると約2割である。終了事由との関係で見ると、保護観察成績が「良好で推移した」者のうちの11.6%、「普通で推移した」者のうちの41.5%が、再犯又は遵守事項違反による執行猶予取消しで終了しており、表面では問題がないように見せかける面従腹背的な態度のため、生活実態の把握が困難な者が少なくないことがうかがえる。
- ③ 期間満了者について見ると、保護観察終了時の成績が良好の者(45.0%)と仮解除で終了した者(10.1%)を合わせて、期間満了者の過半数は成功裡に終了している。なお、仮解除で終了した者の調査対象者総数に占める比率(6.3%)は、平成11年に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者全体に占める仮解除中の者の比率(11.0%)と比較すると低い。
- ④ 公判請求された再犯、罰金等に処された再犯、又は、起訴猶予のいずれかがあった者は、総数の50.3%に当たる152人である。公判請求された再犯があった者は、総数の36.8%に当たる111人であり、このうち102人(91.9%)は、執行猶予取消しにより保護観察が終了している。また、罰金等に処された者について、9割近くは保護観察所において何らかの措置がとられている。公判請求された者、罰金等に処せられた者のいずれにおいても、再犯事件と暴力組織との関連があるものは少ない。
- ⑤ 公判請求された再犯について、再犯までの期間別に累積してみると、約半数は保護観察開始後10か月以内のものであり、また、約8割は24か月以内のものである。実刑歴の有無別に見ると、保護観察開始後24か月までは、実刑歴のある者の方が公判請求された再犯の累積比率が低いが、25か月以降は逆転し、実刑歴のある者の方が高くなっている。また、暴力組織内の地位又は暴力組織との関係別で見ると、幹部では、保護観察開始後6か月以内の短期間に再犯する者と、24か月前後に再犯する者とに二極化する傾向が見られる。
- ⑥ 調査対象者と保護観察付き執行猶予者全体を、再犯又は遵守事項違反による執行猶予取消しで終了した者の総数に対する累積比率で比較すると、保護観察開始後14か月までは調査対象者の方が低く、15か月以降は逆転して、調査対象者の方が高くなっている。

4 成り行きと関連のある要因の分析

- ① 29歳以下と30歳以上とで分けると、29歳以下で公判請求ありの者の比率が高く、30歳以上で公判請求なしの者の比率が高い。保護観察処分歴、少年院送致歴、薬物使用歴、暴走族加入歴のある者、中学卒業以下の者は、いずれも、分析に用いたすべての基準に照らして成り行きが悪い者の比率が高い。
- ② 加入(交際)歴等との関連については、加入(交際)年次は遅い者、加入(交際)年齢は若い者の方が、成り行きが悪い者の比率が高い。加入(交際)の主なきっかけが「自ら進んで」である者は、成り行きが悪い者の比率が高い。調査対象事件については、共犯者がいないものよりも、あるものの方が、成り行きがよい者の比率が高い。また、本件と暴力組織との関連がないものよりも、あるものの方が、成り行きがよい者の比率が高い。
- ③ 保護観察開始時に引受人と別居している者は、同居している者よりも、公判請求された再犯がある

者の比率が高く、また、取消しで終了する者の比率が高い。また、保護観察開始当初又は保護観察の過程で発生した問題点のうち、「家族から見放されている」及び「同居家族の監督能力が低い、保護観察に無関心又は拒否的である」に該当する者は、成り行きが悪い者の比率が高い。保護観察終了時に配偶者がいる者は、成り行きがよい者の比率が高い。これらのことから、暴力組織関係者であっても、その立ち直りには引受人や家族が重要な意味を持っていることがうかがえる。

- ④ 職業については、保護観察開始時、終了時とも、有職者の方が成り行きがよい者の比率が高い。
- ⑤ 接触困難又は生活実態把握が困難な状況が、「当初から一貫して、常時」見られたものは、公判請求された再犯がある者の比率が高く、また、取消しで終了する者の比率が高い。また、所在不明状態があった者は、ない者よりも、公判請求された再犯がある者の比率が高く、取消しで終了する者の比率が高い。
- ⑥ 分類処遇制度に基づく当初の分類がA分類であるものは、B分類のものよりも成り行きが悪い者の比率が高く、当初の予測が妥当なものであったことをうかがわせる。離脱・絶縁意思に関する保護観察官の判断については、離脱・絶縁意思が認められた者の方が成り行きがよい者の比率が高い。
- ⑦ ロジスティック回帰分析の結果、保護観察の終了事由、公判請求の有無のいずれにおいても、成り行きのよい場合（期間満了又は公判請求なし）の約9割、成り行きの悪い場合（取消し又は公判請求あり）の約8割を説明できる、予測精度の高いモデルを構築することができた。採用された変数は、保護観察の終了事由と公判請求の有無とで一部異なっているが、いずれも、職業の有無が最も重要な要因であった。また、暴力組織加入（交際）の主なきっかけが自発的であること、問題点「本人と暴力組織との関係が強い」に該当すること、接触困難な状況が大いにあることは、保護観察の終了事由と公判請求の有無とに共通する決定要因であった。

5 おわりに

今回の研究結果から見て、次の2点が、今後の施策を進める上で重要な要素と考えられる。

①暴力組織関係保護観察付き執行猶予者（調査対象者）に対する保護観察処遇の実効性

冒頭でも指摘したように、調査対象者は、処遇困難が予想される者であり、そのため成り行きは、一般の保護観察付き執行猶予者よりもかなり悪い結果となることが想定された。確かに、調査対象者のうち、保護観察中に何らかの再犯があった者は半数を超えており、執行猶予取消しで終了した者の比率も、平成11年に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者全体と比べると、やや高くなっている。しかし、このデータでは、統計的には有意差は認められず、実際の比率から見てもその差は少ないと言える。また、調査対象者の無職率は、保護観察開始当初の31.6%が、終了時には、24.2%に低下しており、薬物の乱用についても、54.7%の者に改善が見られる。これらを総合すると、暴力組織関係保護観察対象者（調査対象者）に対する保護観察処遇は、ある程度の効果を挙げていると見ることができる。

②今後重点的な対策が望まれる分野

成り行きと関連のある要因の分析結果からは、暴力組織関係者であっても、その立ち直りには引受人や家族が重要な意味を持っていることがうかがえた。また、ロジスティック回帰分析の結果からは、成り行きを決定付ける最も重要な要因は職業の有無であることがわかった。

保護観察開始時の引受人や家族との関係、職業の有無といった要因は、保護観察の過程で変化していく可能性があるため、今回の調査結果は、その後の保護観察処遇によって成り行きに影響を与え得ることを示唆している。

したがって、今後の処遇は、関係機関等とも連携を強めつつ、暴力組織関係保護観察対象者の家族間

の調整の促進並びに適職確保及び安定就労を目指すことが必要と考えられる。

なお、今回の調査では、成り行き及び成り行きに影響を及ぼす要因を分析することを目的の一つとしたため、保護観察終了事件を対象とした。そのため、保護観察実施中の調査であれば把握できるはずのデータの収集が不十分であったことは否めない。また、暦年統計の調査項目上の制約から、保護観察付き執行猶予者全体についての比較データがない項目もあった。処遇とその効果についての研究も課題として残されている。今後、調査を重ねることによってこうした点を補い、あるいは事例研究等による処遇内容の検討の集積に努めることが望まれる。

資 料

法研究第 1 0 号

平成11年10月25日

保護観察所の長 殿

法務総合研究所長 河内 悠紀

「暴力組織関係保護観察付き執行猶予者に関する研究」に係る調査の実施について（依頼）

この度、当研究所において、標記調査を下記のとおり実施することになりました。

つきましては、御多忙中のところ誠に恐縮ですが、本調査の実施方について何分の御協力をお願いします。

なお、本件については、法務省保護局と協議済みですので、申し添えます。

記

1 調査目的

暴力組織犯罪に関する近年の社会的関心の高まりを踏まえて、処遇が困難で、再犯率も高いとされる暴力組織関係保護観察付き執行猶予者に関して、その諸属性、保護観察の実施状況、保護観察の成り行き及びそれらに影響を及ぼす要因等を調査し、相互の関連等について分析することにより、この種の対象者に対する効果的な処分及び処遇の在り方を検討するための資料を提供することを目的とする。

2 調査対象者

平成11年1月1日から同年10月31日までの間に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者で、次のいずれかの要件に該当する者を対象とする。なお、(1)の場合、類型認定の時期は、保護観察開始当初であるか否かは問わない。また、(2)に該当する者は、暴力組織関係者として類型認定されている必要はない。

- (1) 「保護観察類型別処遇要領の制定について」(平成2.3.22保観第108号保護局長通達)別紙の類型の区分に従い、「暴力組織関係対象者」と認定された者
- (2) 誓約書(丙)の「遵守事項を守るための指示事項」において、暴力組織に関する記載がなされている者

3 調査方法

- (1) 上記2の要件に該当する者の総数(調査予定対象者総数)を、別紙1の様式に記載の上、平成11年11月10日までに、下記5(1)のあて先に返送する。なお、平成11年1月1日から同年6月30日までの間に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者のうち、保護観察・更生緊急保護事件終了調査票により、受理時不良集団関係が「暴力団」とされた者の各庁別の該当数は、別紙3のとおりであるので、調査予定対象者総数把握の際の参考とされたい。
- (2) 調査予定対象者の把握に当たっては、次の諸点に留意する。
 - ア 暴力組織の類型に該当する者の検索に当たっては、事件ホルダー上に必ずしも類型該当を示す表示がなされていない場合もあるので、実際に事件記録の内容を確認の上、類型認定の有無を判

断すること。特に、移送受理事件については、類型該当の表示方法が自庁とは異なる場合があるので、注意されたい。

イ 刑執行猶予取消しで保護観察が終了した事件については、当該事件記録が、環境調整事件の記録に収納されている場合があるので留意する。

- (3) 別添調査票は、調査票上に記載されている記載要領に従って記載する。
- (4) 記載者は、調査対象事件が終了時に係属していた保護区を、本調査の時点において担当している保護観察官とする。
- (5) 調査票の用紙が不足した場合は、コピーで対処する。

4 調査票の返送

調査票に、送付票（別紙2）を添付し、平成11年11月30日までに、下記5(2)のあて先に送付する。

調査票返送期限 平成11年11月30日

5 調査票返送先及び照会先

- (1) 別紙1の返送先

法務総合研究所 研究部

FAX 047-382-1688

- (2) 調査票返送先

〒279-0013 千葉県浦安市日の出11番地 法務総合研究所 研究部

- (3) 照会先

TEL 047-382-1018 研究官 吉田 研一郎

047-382-1683 研究官 中野 陽子

047-382-1015 研究官補 染田 恵

047-382-1020 研究官補 横地 環

047-382-1016 研究官補 岡田 和也

別紙1

庁名	保護観察所	支部
----	-------	----

「暴力組織関係保護観察付き執行猶予者に関する研究」に係る調査予定対象者数報告書

平成11年1月1日から同年10月31日までの間に終了した保護観察付き執行猶予者で、「保護観察類型別処遇要領の制定について」の別紙類型の区分に従い、「暴力組織関係対象者」と認定された者の合計数は次のとおりである。

合計	名
うち男	名
うち女	名

別紙 2

庁名	保護観察所	支部
----	-------	----

「暴力組織関係保護観察付き執行猶予者に関する研究」に係る調査票送付明細票

「暴力組織関係保護観察付き執行猶予者に関する研究」に係る調査票を、次のとおり送付する。

合計	部
うち男	部
うち女	部

「暴力組織関係保護観察付き執行猶予者に関する研究」調査票

法務総合研究所

記載要領

- 1 回答の形式は、内に該当する番号を記入するものと、内に文章を記入するものがあります。
- 2 内に該当する数値がない場合は、下の例のように 0 を記入してください。
例：生年月日が9年9月1日の場合 → 年 月 日
刑期が8月の場合 → 年 月
- 3 罪名及び職業は、「保護統計符号表（平成9年10月7日付け法務省司調第484号）」に基づいて記入してください。
- 4 回答が複数ある場合は、下の例のように、「・」で区切って記入してください。
例：罪名が傷害、窃盗、覚せい剤取締法違反の場合 → （*順序は問いません。）
- 5 「不明」の場合は、すべて 9 又は 99 と記入してください。

庁名： 保護観察所 支部

I 本人に関する基礎的事項

- 1 氏名
- 2 性別 1 男 2 女
- 3 生年月日 1 大正 2 昭和 元号 年 月 日
- 4 受刑時年齢 歳
- 5 罪名（*「罪名又は非行名符号表」により、該当するすべての罪名を記入してください。）
- 6 刑名・刑期 1 懲役 2 禁錮 刑名 年 月
- 7 執行猶予期間 平成 年 月 日から 年間
- 8 初度目・再度目の別 1 初度目（裁量） 2 再度目（必要）

II 保護観察受刑時の状況等

1 犯罪・非行処分歴（*本件を除きます。）

- | | | | | |
|----------------|------|------|------|--------------------------|
| (1) 保護観察処分 | 0 なし | 1 あり | 9 不明 | <input type="checkbox"/> |
| (2) 少年院送致 | 0 なし | 1 あり | 9 不明 | <input type="checkbox"/> |
| (3) 罰金（一般） | 0 なし | 1 あり | 9 不明 | <input type="checkbox"/> |
| (4) 罰金（交通） | 0 なし | 1 あり | 9 不明 | <input type="checkbox"/> |
| (5) 起訴猶予 | 0 なし | 1 あり | 9 不明 | <input type="checkbox"/> |
| (6) 単純執行猶予 | 0 なし | 1 あり | 9 不明 | <input type="checkbox"/> |
| (7) 保護観察付き執行猶予 | 0 なし | 1 あり | 9 不明 | <input type="checkbox"/> |
| (8) 実刑 | 0 なし | 1 あり | 9 不明 | <input type="checkbox"/> |

2 薬物使用歴

（*最も使用の程度の深いものを1つだけ記入してください。）

- 0 なし 1 麻薬・大麻・あへん 2 覚せい剤 3 シンナー・ボンド・トルエン等
4 その他
9 不明

3 暴走族加入歴

- 0 なし 1 あり 9 不明

4 引受人

- (1) 00 なし 01 配偶者（内縁関係を含む） 02 父母 03 子 04 兄弟姉妹
 05 その他の親族 06 知人 07 雇主 08 更生保護施設 09 その他
 (*「09 その他」の場合、具体的に記入してください。)

- (2) 上記引受人の同居の有無
 1 同居 2 別居 3 非該当（上記(1)で引受人が「00 なし」「08 更生保護施設」の場合）

5 教育程度

(*法務大臣官房司法法制調査部発行「保護統計作成の手引」に基づき、記入してください。)

- (1) 1 小学校 2 中学校 3 高校 4 大学 9 不明
 (2) 1 在学 2 中退 3 卒業 9 不明

6 当初の分類

- 1 評定項目で「A分類」と認定された。
 2 評定項目で「B分類」であったが、検討事項で「A分類」と認定された。
 3 評定項目で「A分類」であったが、検討事項で「B分類」と認定された。
 4 評定項目で「B分類」と認定された。

7 指示事項

(*「誓約書(丙)」に記載されている「遵守事項を守るための指示事項」をすべて記入してください。なお、表現が下記の選択肢と同一でなくとも、同様の内容を含んでいる場合は、それらも該当としてください。)

- 1 暴力団関係者との交際等の禁止関係 (例: 絶縁すること, 付き合わないこと)
 2 薬物関係者との交際の禁止関係 (例: 付き合わないこと, 近づかないこと)
 3 薬物の使用禁止関係 (例: 覚せい剤, 大麻などの薬物を使用しないこと)
 4 粗暴な行為禁止関係 (例: 他人に対して暴力を振るわないこと)
 5 本件犯罪行為(3, 4を除く)の反復禁止関係 (例: 他人の金品に手を出さないこと)
 6 就労関係 (例: 定職についてまじめに働くこと)
 7 家族等関係 (例: 家庭での自分の立場を自覚し, 責任ある行動をすること)
 8 往来訪の確保, 生活実態の把握関係 (例: 毎月担当保護司を訪ね, 生活状況を報告し, その指導を受けること)
 9 その他 (*「9 その他」がある場合、記入してください。)

III 暴力組織関係

1 「暴力組織」類型認定の有無

- 0 なし 1 あり

[*以降の間には、「0 なし」の場合は、保護観察受領時(「誓約書(丙)」作成時)に該当していた暴力組織,
 「1 あり」の場合は、類型認定時に該当していた暴力組織について、お答えください。]

2 加入(交際)団体

- 1 山口組 2 稲川会 3 住吉会
 4 その他指定団体 5 非指定団体 9 不明

(*「4 その他指定団体」とは、以下の団体を指します。)

工藤會(旧・工藤連合草野一家), 旭琉会, 沖縄旭琉会, 会津小鉄会, 共政会, 合田一家, 小桜一家, 浅野組, 道仁会, 親和会, 双愛会, 山野会, 俠道会, 太州会, 酒梅組, 極東桜井總家連合会, 極東会, 東組, 松葉会, 國粹会

3 組織内における地位又は関係

- 1 幹部 2 組員 3 準構成員 4 元組員 5 関係者（「4 元組員」を除く）
9 不明

(*「5 関係者」の場合、具体的な関係を記入してください。)

4 上記問2・3に関する資料

(1) 言渡裁判所作成の資料（「判決書」「執行猶予者保護観察事件調査票」等をさす。以下同じ。）における記載

- | | | | |
|-------------------------------|------|------|--------------------------|
| | 0 なし | 1 あり | <input type="checkbox"/> |
| (2) 「暴力組織に関する照会」に対する警察署等からの回答 | 0 なし | 1 あり | <input type="checkbox"/> |
| (3) 本人・家族と面接した際の供述 | 0 なし | 1 あり | <input type="checkbox"/> |
| (4) その他 | 0 なし | 1 あり | <input type="checkbox"/> |

(* (4) その他で「1 あり」の場合、具体的に記入してください。)

5 加入（交際）歴・時期

(1) 最初に加入（交際）した時の年次

- 1 昭和30年代以前 2 昭和40年代 3 昭和50年代
4 昭和60年～平成3年 5 平成4年以降
9 不明

(2) 最初に加入（交際）した時の年齢

- 1 19歳以下 2 20～24歳 3 25～29歳
4 30～34歳 5 35～39歳 6 40歳以上
9 不明

(3) 加入（交際）期間

(*複数の団体に加入（交際）していた場合、それぞれの期間を合計してください。)

- 1 1年未満 2 1年～5年 3 6年～10年 4 10年以上
9 不明

6 加入（交際）の主なきっかけ

- 1 自ら進んで
2 先輩・友人等に誘われて
3 親、兄弟等の親族を通じて
4 盛り場等で遊んでいる時に誘われて
5 仕事関係を通じて
6 薬物の使用、売買を通じて
7 無理やり加入させられた
8 その他
9 不明

(*「8 その他」の場合、具体的に記入してください。)

7 身体上の特徴

- | | | | | |
|---------|------|------|------|--------------------------|
| (1) 指詰め | 0 なし | 1 あり | 9 不明 | <input type="checkbox"/> |
| (2) 入れ墨 | 0 なし | 1 あり | 9 不明 | <input type="checkbox"/> |

8 加入（交際）中のできごと又は生活

（*該当するものをすべて記入してください。）

- 1 暴力的犯罪行為（殺人，傷害，恐喝等）
- 2 賭博，ノミ行為，ダフ屋
- 3 薬物の密売
- 4 みかじめ料，用心棒代，債権等の取立て
- 5 露店の手伝い
- 6 暴力団組事務所の電話番・運転手
- 7 暴力団対立抗争への参加
- 8 性風俗関係の営業への関与
- 9 その他

（*「9 その他」の場合，具体的に記入してください。）

9 離脱・絶縁見込み

（1）離脱・絶縁意思を有することを示す資料

- 0 資料がない。
- 1 離脱届（脱退届）を提出したことを示す資料がある。
- 2 破門状が出ていることを示す資料がある。
- 3 （上記1・2以外で）言渡裁判所作成の資料に，離脱・絶縁意思の記載がある。
- 4 その他の資料

（*「4 その他の資料」の場合，具体的に記入してください。）

（2）離脱・絶縁意思に関する保護観察官の判断

- 1 非常に強く認められた。
- 2 一応認められた。
- 3 どちらとも言えない。
- 4 あまり認められなかった。
- 5 全く認められなかった。
- 9 不明

10 本件について

（1）共犯者の有無

- 0 共犯者なし
- 1 共犯者1名
- 2 共犯者2名
- 3 共犯者3名以上
- 9 不明

（2）本件と暴力組織との関連

- 0 関連はなかった
- 1 関連があった
- 9 不明

（*「1 関連があった」の場合，どのような関連が認められたか，具体的に記入してください。）

IV 保護観察の経過

1 保護観察開始時の出頭状況

- 1 確定前
- 2 確定後7日以内
- 3 確定後1月以内
- 4 確定後1月を超える
- 5 不出頭

2 保護観察の実施態勢

（*保護観察期間を通じてとられた，主な態勢を1つだけ記入してください。）

- 1 保護司と保護観察官との協働態勢
- 2 保護観察官直接担当
- 3 更生保護施設

3 接触等に関する問題について

(1) 接触の状況 (*下記の選択肢から選んでください。)

(2) 生活実態の把握の状況 (*下記の選択肢から選んでください。)

- 0 当初から一貫して、接触困難/生活実態把握が困難な状況は、全く又はほとんど見られなかった。
- 1 当初から一貫して、接触困難/生活実態把握が困難な状況が、時々見られた。
- 2 当初から一貫して、接触困難/生活実態把握が困難な状況が、常時見られた。
- 3 保護観察の途中から、接触困難/生活実態把握が困難な状況が、時々見られた。
- 4 保護観察の途中から、接触困難/生活実態把握が困難な状況が、常時見られた。
- 5 当初は、接触困難/生活実態把握が困難な状況であったが、保護観察の途中から好転した。

4 所在不明状態の有無

- 0 なし 1 当初から所在不明状態 2 途中から所在不明状態 3 一時、所在不明状態

5 関係機関との連携

(*例えば、警察署(ただし、「暴力組織に関する照会」等を除きます。)、暴力団追放センター、職業安定所、福祉事務所、病院等との、本人の処遇全般に関しての連携について、記入してください。)

- 0 特になし 1 あり

(「1 あり」の場合、機関名とその内容を、具体的に記入してください。)

6 居住態様等の変遷

(*以下の設問において、再犯による刑執行猶予取消しの場合の「終了時」は、再犯時で判断してください。)

(1) 居住態様

- 00 単身 01 配偶者(内縁関係を含む)と同居 02 父母と同居 03 子と同居
- 04 兄弟姉妹と同居 05 その他の親族と同居 06 知人と同居
- 07 雇主又は飯場等で同僚と同居 08 更生保護施設 09 その他

99 不明 本件時 → 保護観察開始時 → 終了時

(*「09 その他」の場合、具体的に記入してください。)

(2) 配偶者関係

- 0 なし 1 配偶者あり 2 配偶者あり(内縁関係) 9 不明

本件時 → 保護観察開始時 → 終了時

(3) 居住場所

- 1 暴力組織事務所と同一
- 2 暴力組織事務所と近接(交通網等から判断して、容易に接触がとれる範囲をさします。)
- 3 暴力組織事務所の遠方

9 不明 本件時 → 保護観察開始時 → 終了時

(4) 職業

(*「職業符号表」に基づき記入してください。ただし、不明の場合は「99」と記入してください。)

本件時 → 保護観察開始時 → 終了時

(5) 上記職業と暴力組織との関連

- 0 関連なし
- 1 関連あり
- 2 非該当(職業が「X 無職」「99 不明」の場合)
- 9 不明

本件時 → 保護観察開始時 → 終了時

V 保護観察実施上の問題点とその改善状況

- A 【処遇計画票】 保護観察開始当初に作成した処遇計画票に記載されている問題点が、以下の項目に該当する場合には○印をつけてください。処遇計画票の表現と完全に一致しなくても、意味が同じであれば該当としてください。
- B 【保護観察の経過】 Aで○印をつけなかったものについて、保護観察の過程で発生した問題点がある場合には○印をつけてください。
- C 【改善の有無】 上記A又はBのいずれかに○印をつけたものすべてについて、保護観察が終了した時点での、当該問題点の改善の有無を評価して、該当する番号に○印をつけてください。

問題点	A 処遇 計画 票 (該当する 場合、○印 をつけて ください。)	B 保護 観察 の 経過 (該当する 場合、○印 をつけて ください。)	C 改善の有無 1 改善した 2 どちらとも言えない 3 改善しなかった (該当する番号に○印をつけてください。)		
			1	2	3
(1) 暴力組織に関するもの					
①居住環境に問題がある。 (例：暴力組織関係者と同居している。組事務所又はその近隣を住居としている。)			1	2	3
②就労先又は生計の手段に問題がある。 (例：暴力組織関係者のもとで就労。薬物の密売行為等、暴力組織を背景とした犯罪又は類似行為により生計を立てている。)			1	2	3
③本人と暴力組織との関係が強い。 (例：活動(交際)歴が長い。今後も交際を継続する意思がある。暴力組織の価値観・行動様式が身に付いている。)			1	2	3
④本件が暴力組織と深く関連している。			/		
⑤その他 () ()					
			1	2	3
(2) 生活基盤に関するもの					
①収入が不安定である。			1	2	3
②借金がある、又は多額の被害弁償が見込まれる。			1	2	3
③就労状況が不安定(頻回転職、無職)である。			1	2	3
④住居が不安定である(例：転居の可能性ある。無届転居のおそれがある。)			1	2	3
⑤その他 () ()			1	2	3
			1	2	3
(3) 性格・行動特性に関するもの					
①言動に表裏性がある(例：嘘をつく、約束を守らない。)			1	2	3
②攻撃的又は粗暴である。			1	2	3
③価値観が偏っている(例：一獲千金の志向、せつない・享乐的傾向など)。			1	2	3
④規範意識、遵法精神が欠如している。			1	2	3
⑤心身の問題がある(例：知的能力が劣る。病気・けがをしている。)			1	2	3
⑥その他 () ()			1	2	3
			1	2	3
(4) 行状に関するもの					
①かけごとに凝る。			1	2	3
②浪費癖がある。			1	2	3
③家出、無断外泊等が多い。			1	2	3
④過度の飲酒がみられる。			1	2	3
⑤薬物の乱用がみられる。			1	2	3
⑥その他 () ()			1	2	3
			1	2	3
(5) 家族等に関するもの					
①家族との葛藤がある。			1	2	3
②家族から見放されている。			1	2	3
③同居家族の監督能力が低い、保護観察に無関心又は拒否的である。			1	2	3
④家族に問題行動(犯罪、暴力、かけごと、飲酒、徒遊、暴力組織との関係等)がある。			1	2	3
⑤身近に更生援助者がいない。			1	2	3
⑥暴力組織関係者以外にも、不良な交友が多い。			1	2	3
⑦その他 () ()			1	2	3
			1	2	3
(6) 犯罪・処分歴に関するもの					
①犯罪・非行を反復している。			/		
②前回の保護観察成績が不良である。					
③その他 ()					
(7) その他 (以上の項目以外に関するものがある場合に、処遇計画票に記載されているとおりに記入してください。)					
① ()			1	2	3
② ()			1	2	3
③ ()			1	2	3

VI 保護観察の成り行き

1 終了日

平成11年□□月□□日

2 終了事由

- 1 1 期間満了
 2 1 取消し（再犯） 2 2 取消し（余罪等） 2 3 取消し（遵守事項違反）
 3 1 死亡

3 保護観察の成績の推移

- 1 良好状態で推移
 2 普通状態で推移
 3 不良状態で推移
 4 保護観察の経過に伴い成績が向上した
 5 保護観察の経過に伴い成績が低下した
 6 保護観察の成績が上昇下降を繰り返した
 7 その他

(*「7 その他」の場合、具体的に記入してください。)

4 終了時の成績

(*刑執行猶予取消しで終了している場合は当該決定のあった時点、死亡で終了している場合は死亡した時点で判断してください。)

- 1 良好 2 普通 3 不良
 4 評定除外（仮解除中） 5 評定除外（所在不明） 6 評定除外（身柄拘束中）

5 仮解除

- 0 なし →右回答欄に記入の上、問6へ進んでください。
 1 あり（仮解除のまま終了した） →右回答欄に記入の上、問5-2へ
 2 あり（途中で仮解除取消しとなった） →右回答欄に記入の上、問5-3へ

5-2 上記5で「1 あり（仮解除のまま終了した）」の場合のみ回答

仮解除となった時期

保護観察開始後□年□□月日

5-3 上記5で「1 あり（途中で仮解除取消しとなった）」の場合のみ回答

仮解除となった時期

保護観察開始後□年□□月日

仮解除取消しとなった時期

保護観察開始後□年□□月日

6 再犯について

(1) ①公判請求されたものが

- 0 なかった →右回答欄に記入の上、(2)へ進んでください。
 1 あった →右回答欄に記入の上、(1)②~④、(2)へ

上記①で「1 あった」の場合のみ回答

②罪名 (*「罪名又は非行名符号表」により、該当するすべての罪名を記入してください。)

③再犯の時期

保護観察開始後□年□□月日

④再犯事件と暴力組織との関連

- 0 関連はなかった 1 関連があった 9 不明

(*「1 関連があった」の場合、どのような関連が認められたのか、具体的に記入してください。)

(2) ①罰金, 起訴猶予等の処分が,

ア	罰金 (一般事件)	0 なし	1 1回	2 2回	3 3回以上	<input type="checkbox"/>
イ	罰金 (交通事件)	0 なし	1 1回	2 2回	3 3回以上	<input type="checkbox"/>
ウ	拘留・科料	0 なし	1 1回	2 2回	3 3回以上	<input type="checkbox"/>
エ	起訴猶予	0 なし	1 1回	2 2回	3 3回以上	<input type="checkbox"/>

上記①でいずれかの処分が1回でもあった場合のみ回答

* 処分が複数あった場合には、次の基準により、1つを選択してお答えください。

- ・ 複数の異なる処分があった場合 → ア, イ, ウ, エの順に優先させ、いずれか1つを選択
(例: アとイがあった場合はアを, イとエがあった場合はイを選択)
- ・ 同種処分が複数あった場合 → 最初の処分を選択

② 罪名 (*「罪名又は非行名符号表」により、該当するすべての罪名を記入してください。)

③ 再犯の時期 (*不明の場合は、9年9月目と記入してください。) 保護観察開始後 年 月 日

④ 再犯事件と暴力組織との関連
 0 関連はなかった 1 関連があった 9 不明

(*「1 関連があった」の場合、どのような関連が認められたのか、具体的に記入してください。)

⑤ 保護観察所の措置

ア 措置の有無
 1 特に措置はとらなかった
 2 措置をとった → 右回答欄に記入の上、イへ

イ 措置の内容
 (*該当するものすべてに、○印をつけてください。)

- 1 出頭指示等により、本人に対して面接指導をした。
- 2 質問調査及び指導をした。
- 3 関係人調査をした。
- 4 警察署・検察庁等、関係機関と協議した。
- 5 刑執行猶予取消申出を行った。
- 6 その他 (出頭指示をしたものの、本人が応じなかった場合を含みます。)

(*「6 その他」の場合、具体的に記入してください。)

*調査項目は、これですべて終了です。長時間にわたり御協力ありがとうございました。

法務総合研究所研究部報告 14

平成 13 年 3 月 印刷

平成 13 年 3 月 発行

東京都千代田区霞が関 1-1-1

編集兼
発行人 法務総合研究所

印刷所 ヨシダ印刷両国工場
